

第3期

洲本市子ども・子育て支援事業計画

素案

(令和7～11年度)

令和7年3月

洲 本 市

は　じ　め　に

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制と策定の経緯	3
第2章 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1 人口・世帯・人口動態等	4
2 教育・保育施設などの状況	9
3 ニーズ調査の概要	12
4 第1期計画の主な事業の実施状況	35
第3章 計画の基本的な考え方	40
1 子ども・子育て支援の基本理念	40
2 計画の基本目標	41
3 施策の体系	42
第4章 子ども・子育て支援の総合的展開	43
基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり	43
基本目標2 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	48
基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり	56
基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくり	65
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	67
1 子ども・子育て支援制度の概要	67
2 教育・保育提供区域	72
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容	72
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	74
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	82
第6章 計画の推進について	83
1 市民や地域、関係団体との協働	83
2 計画の推進体制	83
3 計画の進行管理	83
資料編	84
1 洲本市子ども・子育て会議条例	84
2 委員名簿	85
3 策定経過	86

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、出生数の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、令和5年の出生者数は72.7万人と前年比で4.3万人減少し過去最低水準を更新、合計特殊出生率は1.20と、令和4年の1.26からさらに低下しています。本市の令和5年の合計特殊出生率は1.23であり、全国よりは高いが、兵庫県よりは低く、15歳未満の年少人口は、年々減少しています。

また、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているとともに、令和2年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

そうした中、令和4年6月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。令和5年4月には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を実現するためのこども政策の司令塔として、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には「こども大綱」が策定、令和6年5月には、こども大綱に基づき、少子化対策や社会的養護、保育、貧困などこども政策の具体的な取り組みを一元的に示したアクションプラン「こどもまんなか実行計画2024」が発表されました。

また、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月に成立、令和5年4月に施行されました。

さらに、令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、対象を18歳まで広げるのに加え、保護者の就労有無や理由を問わず、0歳6ヶ月～満3歳未満の未就園児が保育施設を月10時間まで利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入、ヤングケアラーの対策強化等が図られました。

このたび、こうした国の動きと本市の第2期計画の進捗状況、実績評価等を踏まえ、これまでの取組をさらに強化し、安心して子育てができるまちを実現するため、「第3期洲本市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「**第3期**洲本市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条：市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法 (市町村行動計画)

第八条：市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

また、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」を含む、洲本市の子育て支援施策の総合的な計画として位置づけるものです。

(2) 洲本市計画体系等における位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「**新**洲本市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画や本市の魅力や特長を生かした定住施策との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者や企業、また地域で活動する住民や団体等も対象としています。

4 計画の期間

本計画は、令和7～11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行います。

西暦	<u>2020年度</u>	<u>2021年度</u>	<u>2022年度</u>	<u>2023年度</u>	<u>2024年度</u>	<u>2025年度</u>	<u>2026年度</u>	<u>2027年度</u>	<u>2028年度</u>	<u>2029年度</u>
和暦	<u>R2年度</u>	<u>R3年度</u>	<u>R4年度</u>	<u>R5年度</u>	<u>R6年度</u>	<u>R7年度</u>	<u>R8年度</u>	<u>R9年度</u>	<u>R10年度</u>	<u>R11年度</u>
第2期 子ども・子育て支援事業計画						第3期 子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 洲本市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「洲本市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 計画策定に伴うニーズ調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、ニーズ調査によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

(3) パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

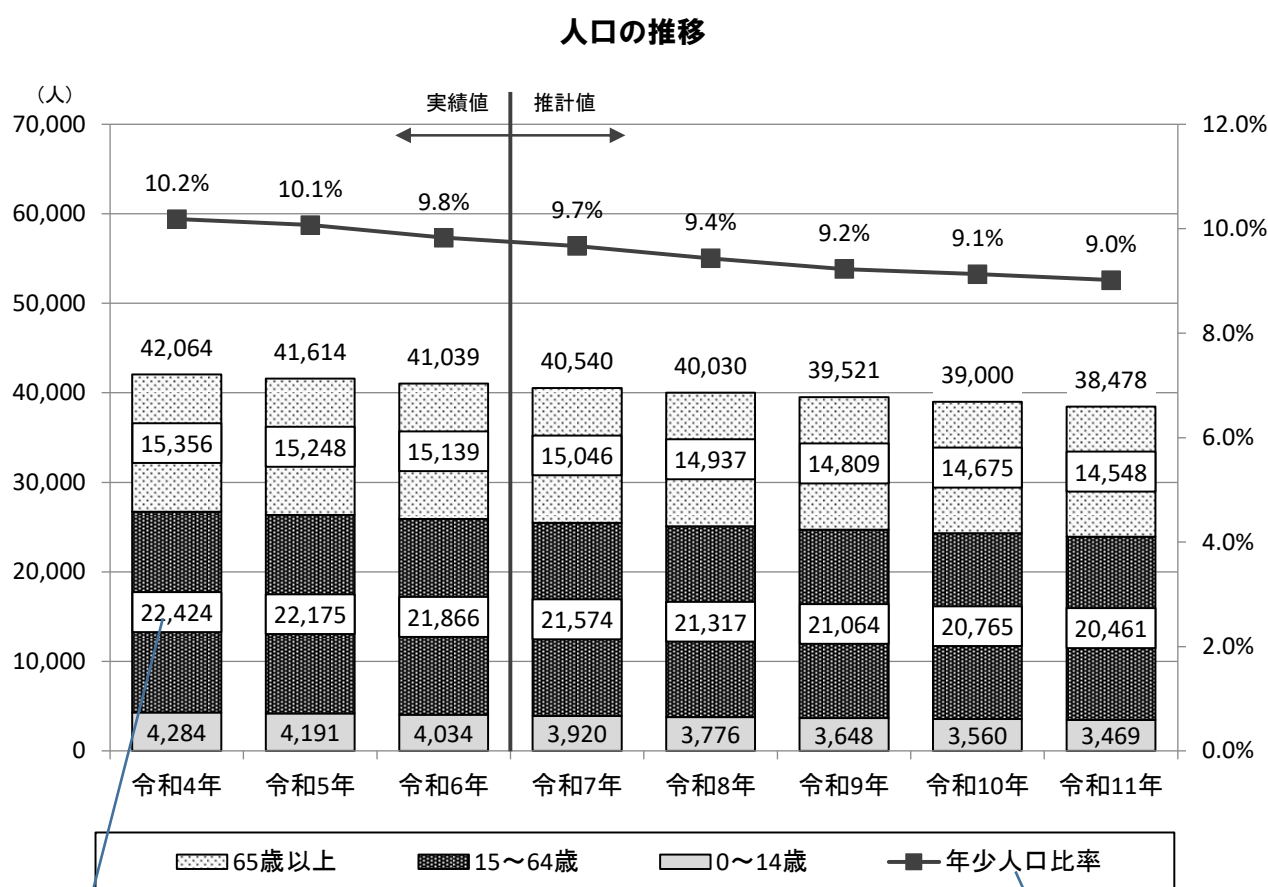
第2章 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和11年には、38,478人まで減少することが見込まれています。また、15歳未満の年少人口は、令和4年の4,284人から令和11年には3,469人となり、815人の減少の見込みとなっています。

総人口に占める年少人口（0～14歳）数比率でみると、令和4年の10.2%から令和11年には9.0%へ1.2ポイント減少しています。



※令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末）／令和7年以降：コーホート法による推計値

To:ぎょうせい

数字の白抜き帯が、グラフを分断しているように見える（7段階のグラフに見える）ので、第2稿までと同じ四隅が少し飛び出たものに戻せますか。

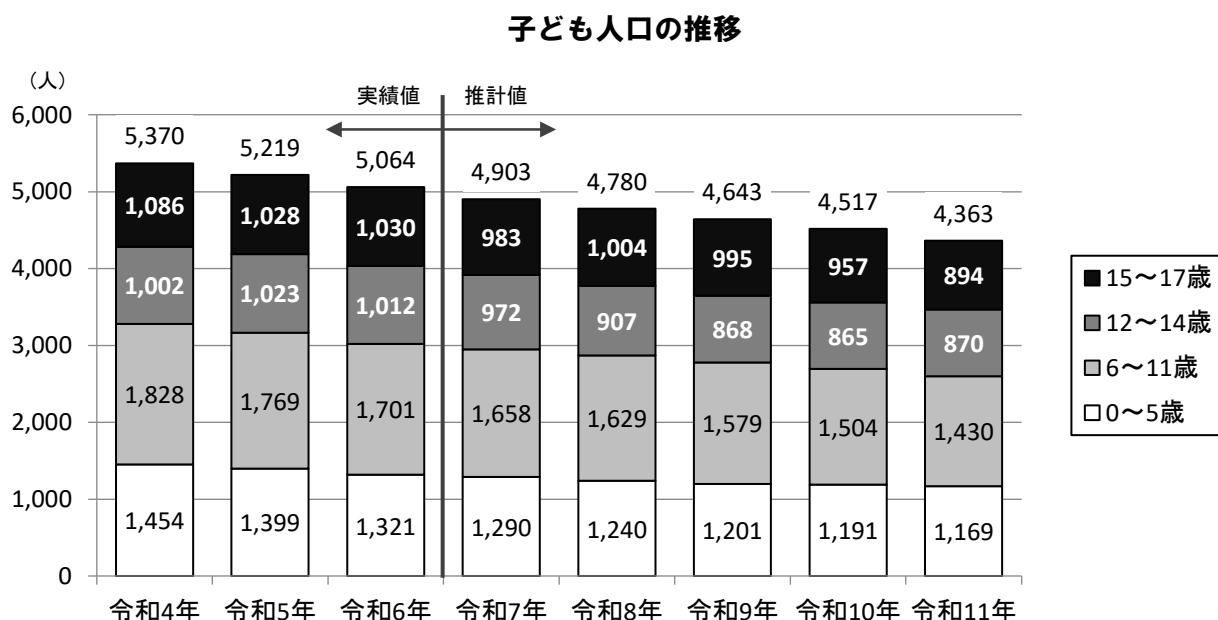
To:ぎょうせい

年少人口（0～14歳）比率

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの数は、令和4年の5,370人から令和11年には4,363人となり、1,007人の減少の見込みとなっています。

0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のすべての区分で減少傾向です。



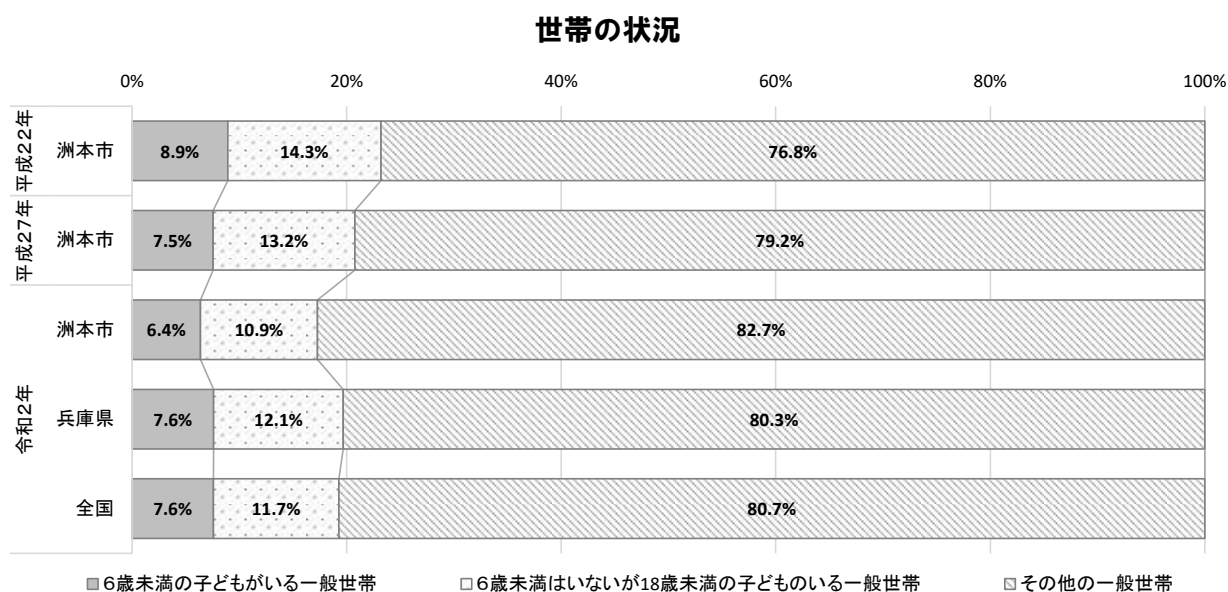
	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	195	205	191	198	192	188	184	180
1歳	229	206	206	196	203	197	193	188
2歳	247	235	202	208	197	205	199	195
3歳	236	253	236	204	210	199	207	201
4歳	266	235	247	234	202	208	198	205
5歳	281	265	239	250	236	204	210	200
6歳	287	287	264	241	253	239	206	213
7歳	287	286	288	265	242	254	240	207
8歳	288	289	283	289	266	243	255	241
9歳	289	289	293	285	291	268	245	257
10歳	327	290	286	293	285	291	268	245
11歳	350	328	287	285	292	284	290	267
12歳	327	351	331	287	285	292	284	290
13歳	342	331	352	333	289	287	294	286
14歳	333	341	329	352	333	289	287	294
15歳	372	328	337	325	348	329	286	284
16歳	327	372	323	334	321	344	326	283
17歳	387	328	370	324	335	322	345	327
就学前	1,454	1,399	1,321	1,290	1,240	1,201	1,191	1,169
小学生	1,828	1,769	1,701	1,658	1,629	1,579	1,504	1,430
中学生	1,002	1,023	1,012	972	907	868	865	870
高校生	1,086	1,028	1,030	983	1,004	995	957	894
合計	5,370	5,219	5,064	4,903	4,780	4,643	4,517	4,363

※令和4年から令和6年：住民基本台帳（各年3月末）／令和7年以降：コーホート法による推計値

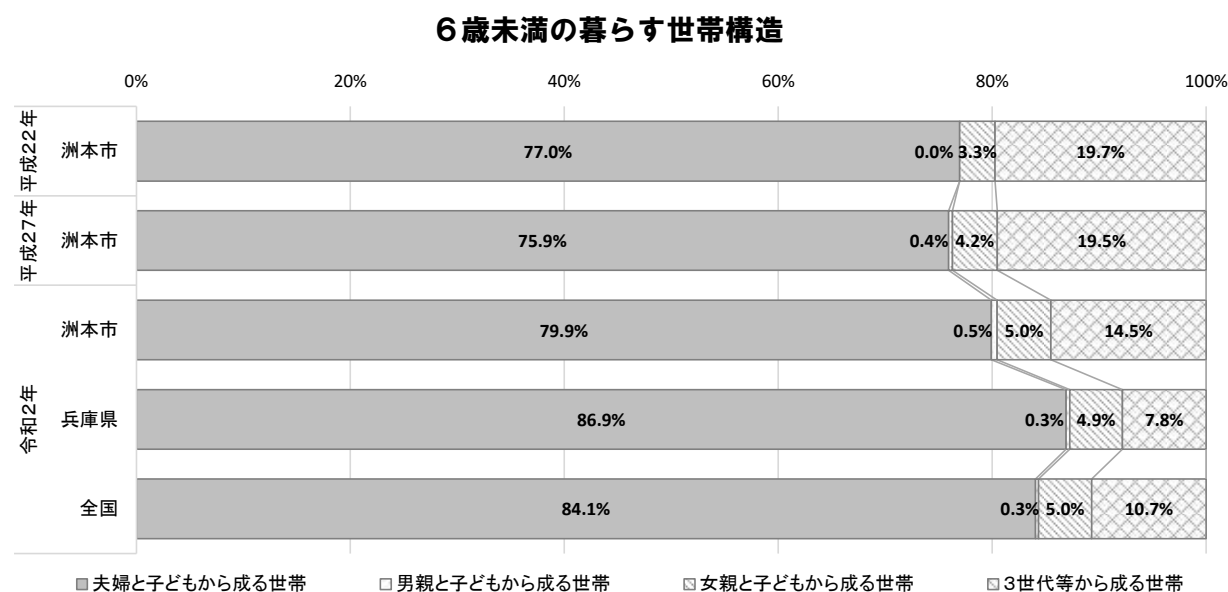
(3) 世帯構造

本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は6.4%、6歳未満はいないが18歳未満の子どもがいる一般世帯は10.9%で、これらを合わせた18歳未満の子どもがいる世帯は17.3%となり、全国水準や兵庫県水準を下回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・兵庫県の水準より低いことがわかります。

6歳未満の子どもがいる世帯は、夫婦と子どもから成る世帯が79.9%と最も高く、次いで、3世代等から成る世帯(14.5%)、女親と子どもから成る世帯(5.0%)と続いています。



※国勢調査(平成22年、平成27年、令和2年)

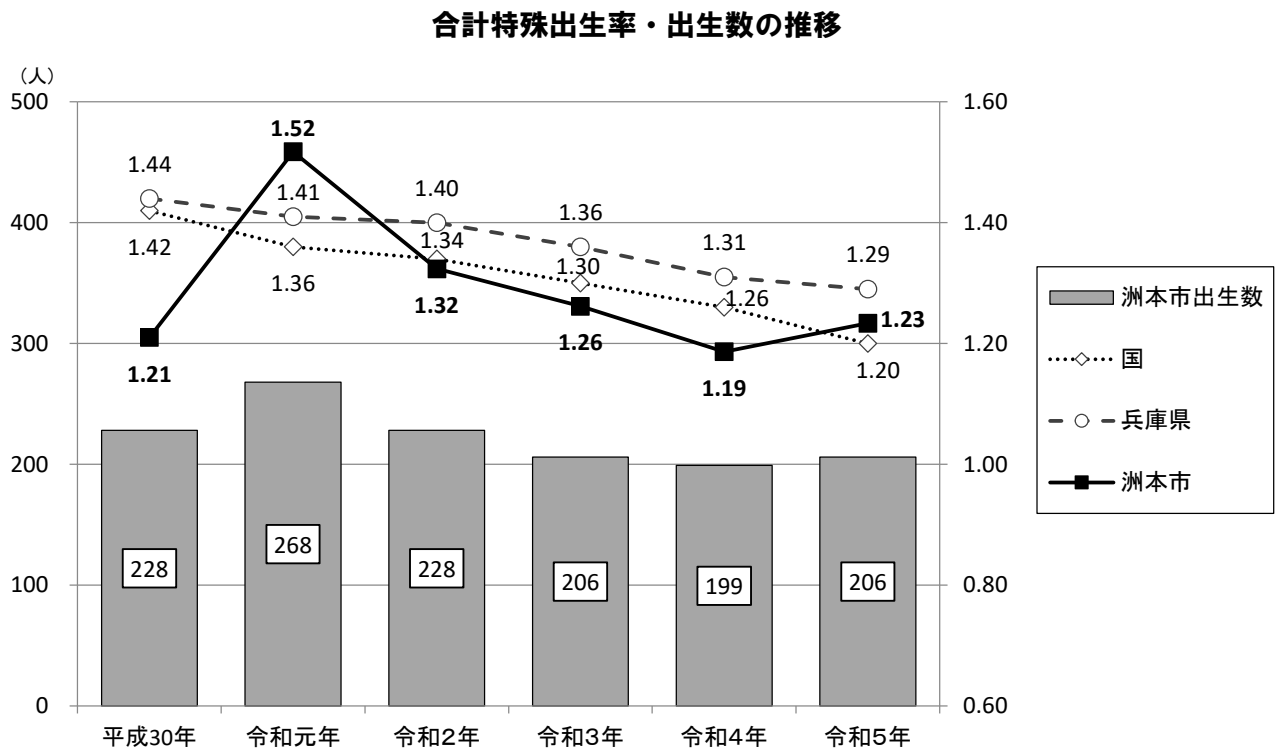


※国勢調査(平成22年、平成27年、令和2年)

(4) 出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和元年は全国値や兵庫県の値よりも高い数値でしたが、その後、減少傾向で推移しています。

出生数についても、増減を繰り返しながら推移しており、近年は 200 人前後で推移しています。



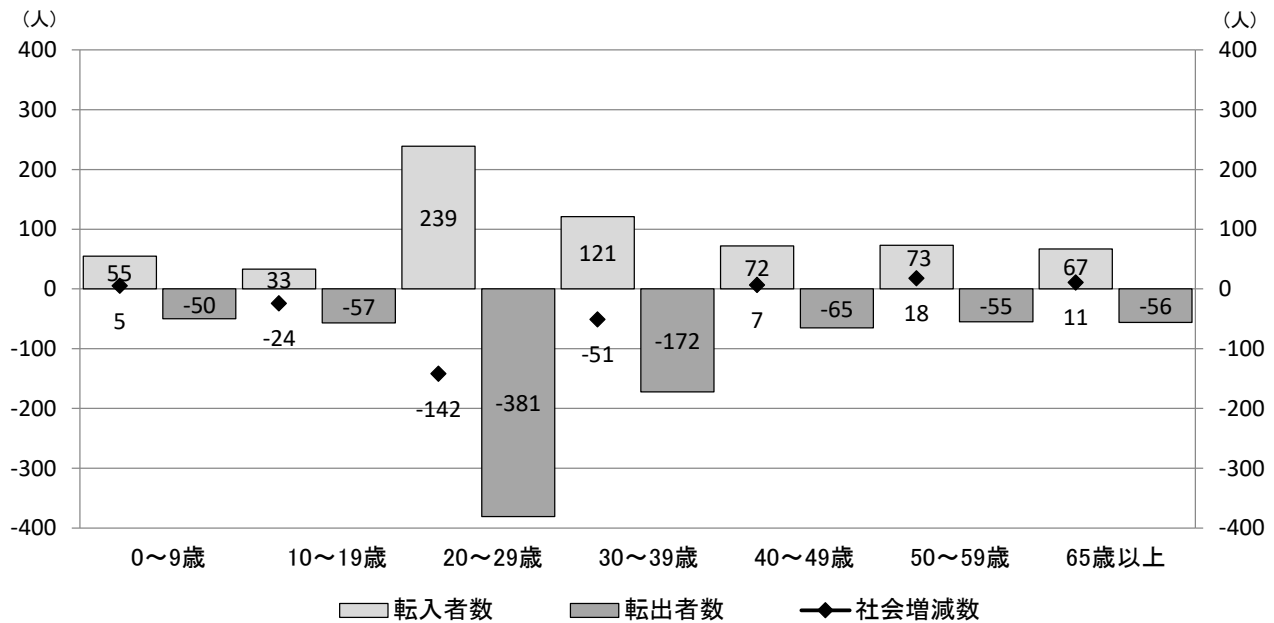
※合計特殊出生率（国、兵庫県：人口動態統計）、洲本市（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

(5) 転出・転入の状況

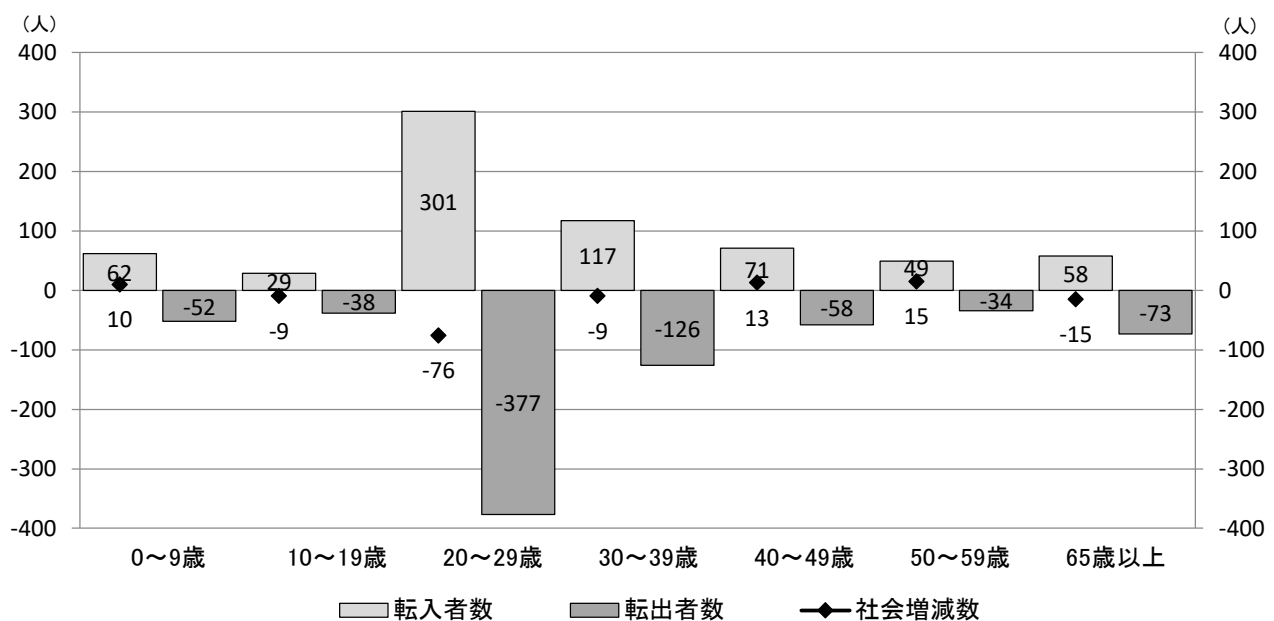
令和5年の洲本市の性別・年齢10歳階級別の移動状況をみると、20～29歳における転出傾向が顕著であり、特に20～29歳の男性の社会増減数については、女性の社会増減数のマイナス76人を大きく下回るマイナス142人となっています。

転出・転入の状況（男性）



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

転出・転入の状況（女性）



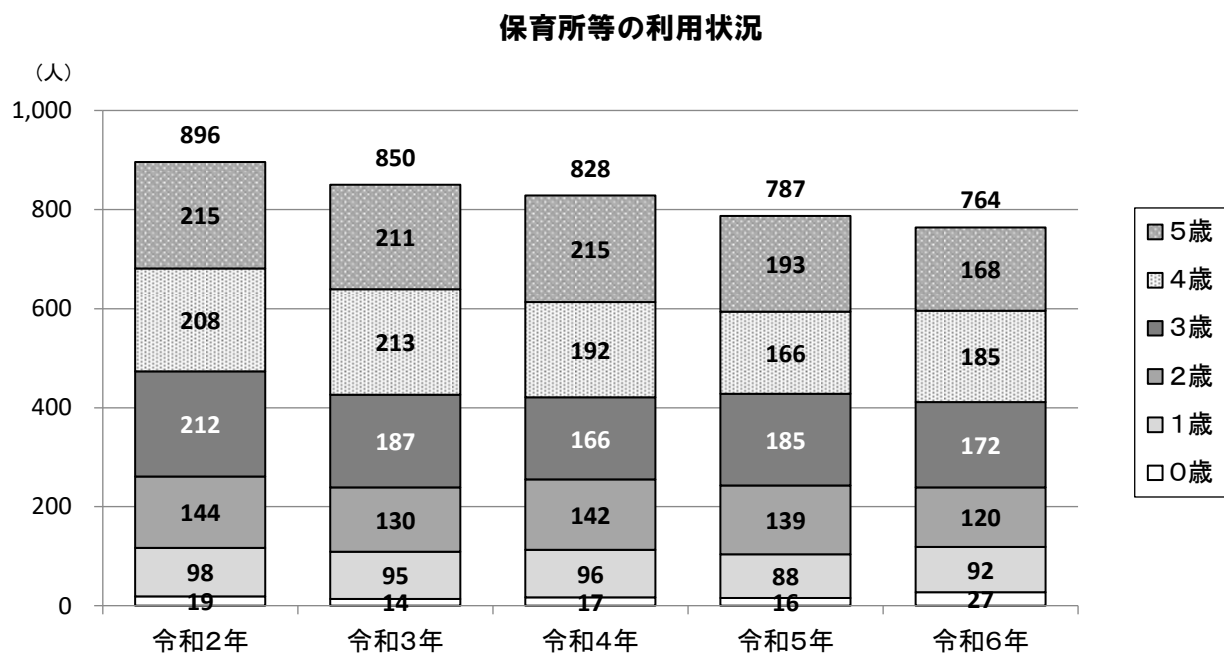
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

2 教育・保育施設などの状況

(1) 保育所・認定こども園（保育利用）等の状況

市内には、公立園が9施設、私立園が4施設あります。

保育所・認定こども園（保育利用）等の利用状況は、子ども数の減少とともに減少傾向となっており、令和2年（896人）と令和6年（764人）を比較すると132人減少しています。



※各年4月1日現在

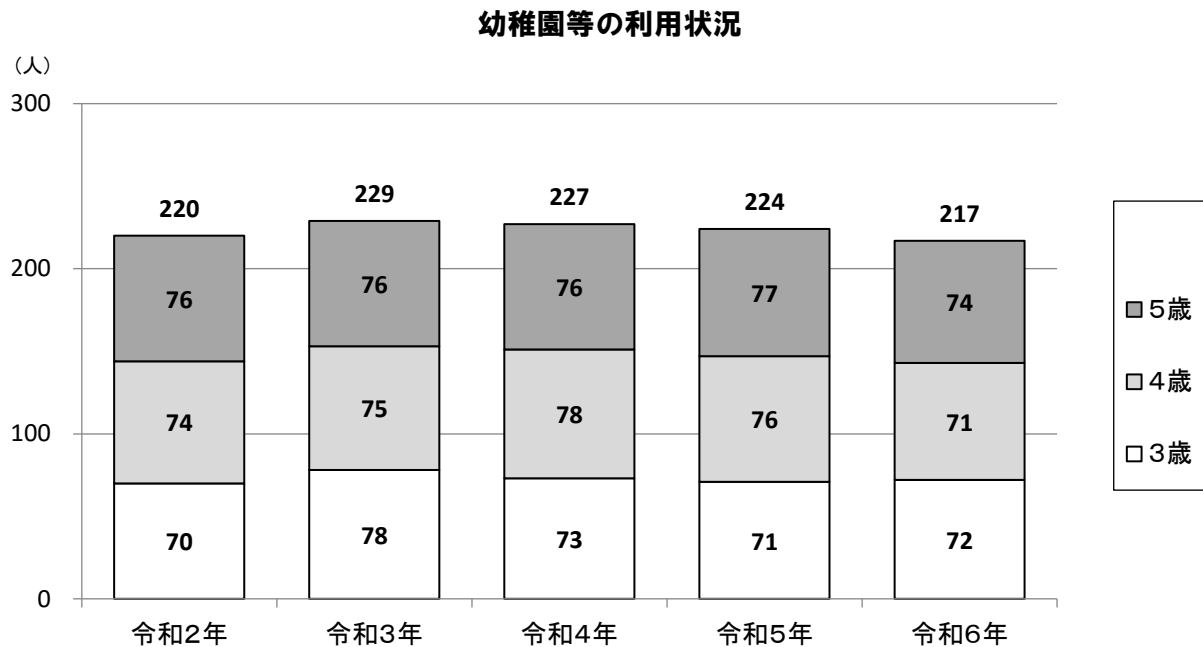
施設名	
公立	認定こども園なのはなこども園 <u>(2号、3号)</u>
	中川原保育所
	安乎保育所
	由良保育所
	都志保育園
	鮎原保育園
	広石保育園
	鳥飼保育園
	堺保育園
私立	認定こども園洲本こども園 <u>(2号、3号)</u>
	認定こども園千草こどもの園 <u>(2号、3号)</u>
	認定こども園おおの <u>(2号、3号)</u>
	<u>いちごキッズ・上物部 (3号)</u>

※令和6年4月1日現在

(2) 幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

幼稚園の施設数は、令和6年には公立1施設、私立1施設です。

幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用者数は、横ばい傾向で推移しており、令和6年は217人となっています。



※各年5月1日現在

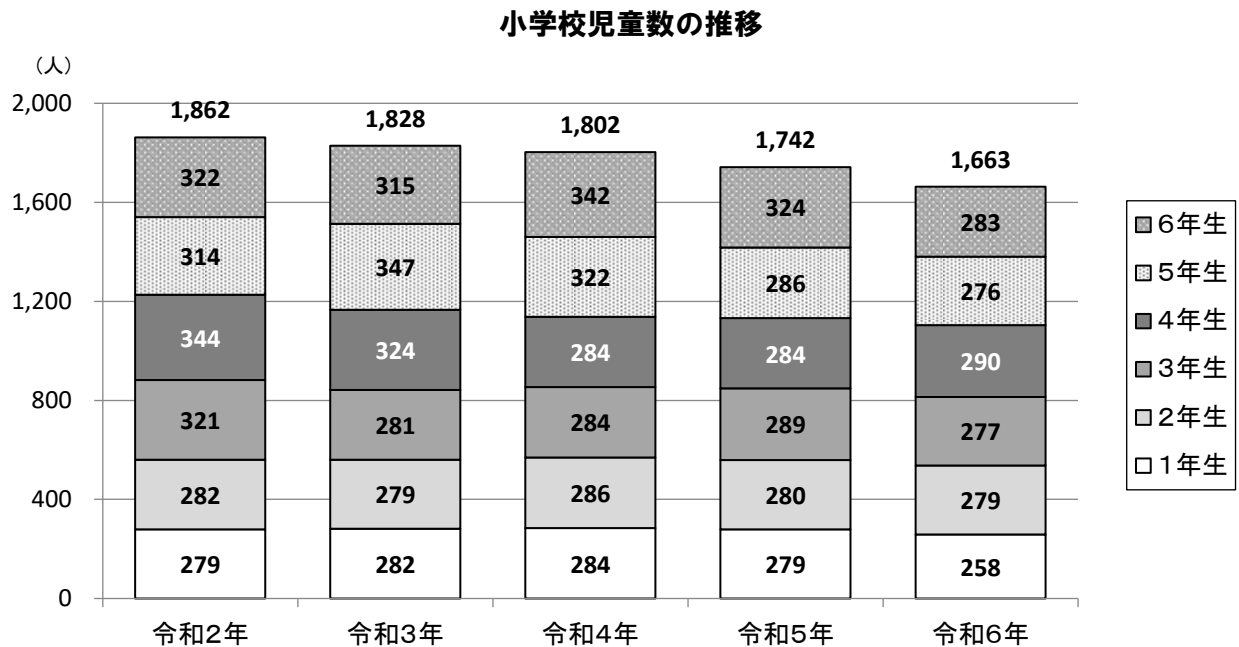
施設名	
公立	洲本幼稚園
	<u>認定こども園なのはなこども園 (1号)</u>
私立	柳幼稚園
	<u>認定こども園洲本こども園 (1号)</u>
	<u>認定こども園千草こどもの園 (1号)</u>
	<u>認定こども園おおの (1号)</u>

※令和6年5月1日現在

(3) 小学校の状況

市内には、小学校が13校あります。

児童数は年々減少しており、令和6年は1,663人で、平成27年の1,862人と比較し、199人減少しています。



※各年5月1日現在

施設名
洲本第一小学校
洲本第二小学校
洲本第三小学校
加茂小学校
大野小学校
由良小学校
中川原小学校
安乎小学校
都志小学校
鮎原小学校
広石小学校
鳥飼小学校
堺小学校

※令和6年5月1日現在

3 ニーズ調査の概要

(1) 調査の概要

本調査は、令和7～11年度を計画期間とする「第3期洲本市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため実施したものです。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	令和6年2月～3月	・郵送による配布・回収 ・Web
小学生アンケート	市内の就学児童（小学1～5年生）の保護者		

②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	1,060 票	533 票	50.3%
	【参考】前回	1,000 票	504 票	50.4%
小学生アンケート	今回	1,000 票	478 票	47.8%
	【参考】前回	1,000 票	519 票	51.9%

③結果の表示

- ・百分比はnを100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。
- ・図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。
- ・本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してあります。

To:ぎょうせい

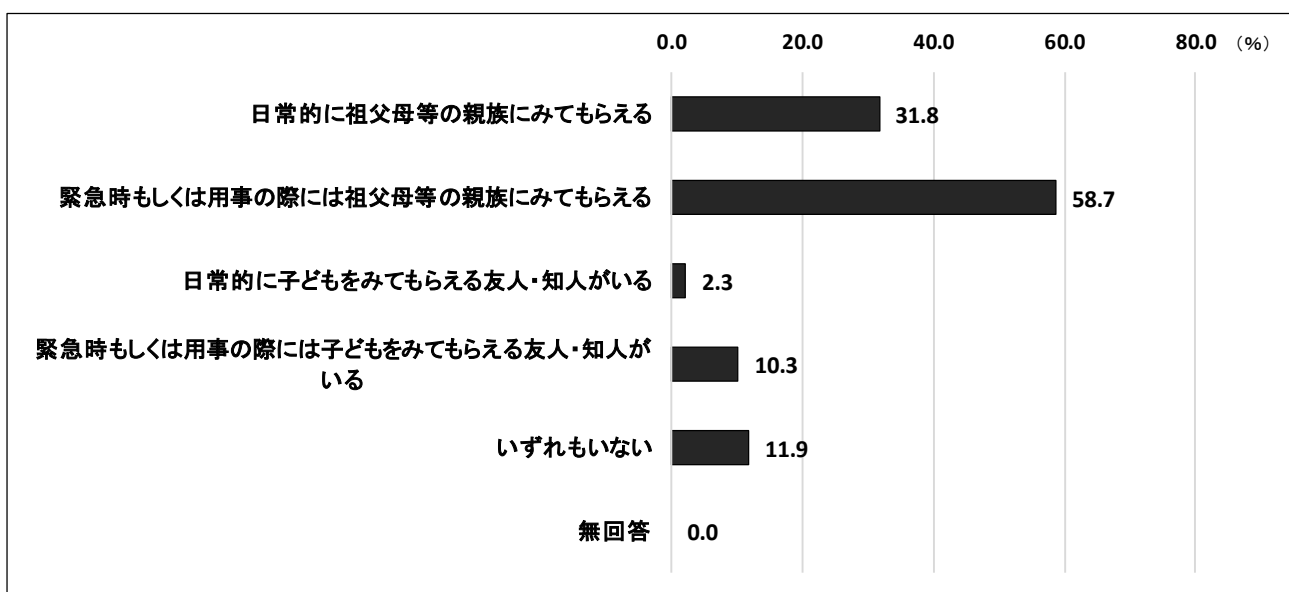
「n」は設問毎の回答数のことですか？「n」の説明を挿入するか、「n」を使わないかをお願いします。

(2) 調査結果の概要

① 家族の状況について

①-1 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

- 全体では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.7%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる(31.8%)」、「いずれもない(11.9%)」と続いています。
- 所属、地区別では、全体とおおよそ同様の結果となっています。
- 居住歴では、「父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住」、「父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住」がともに、「いずれもない」が最も高くなっています。



	割合 (%)				
	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない
全体	31.8	58.7	2.3	10.3	11.9
就学前児童	30.4	58.0	1.5	7.9	13.7
小学生	33.3	59.4	3.1	13.0	9.8
洲本	30.2	59.9	2.3	9.1	11.8
五色	37.9	53.6	2.4	15.2	12.3
父母ともに淡路島出身者※1	39.2	63.3	2.5	8.0	4.0
父または母が淡路島出身者	29.2	61.1	1.5	10.3	11.5
父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住※2	5.6	25.9	0.0	18.5	57.4
父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住※3	3.2	33.9	6.5	21.0	45.2

※1：ひとり親家庭の保護者が淡路島出身者を含む（以下、同じ）

※2：ひとり親家庭の保護者が淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住を含む（以下、同じ）

※3：ひとり親家庭の保護者が淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住を含む（以下、同じ）

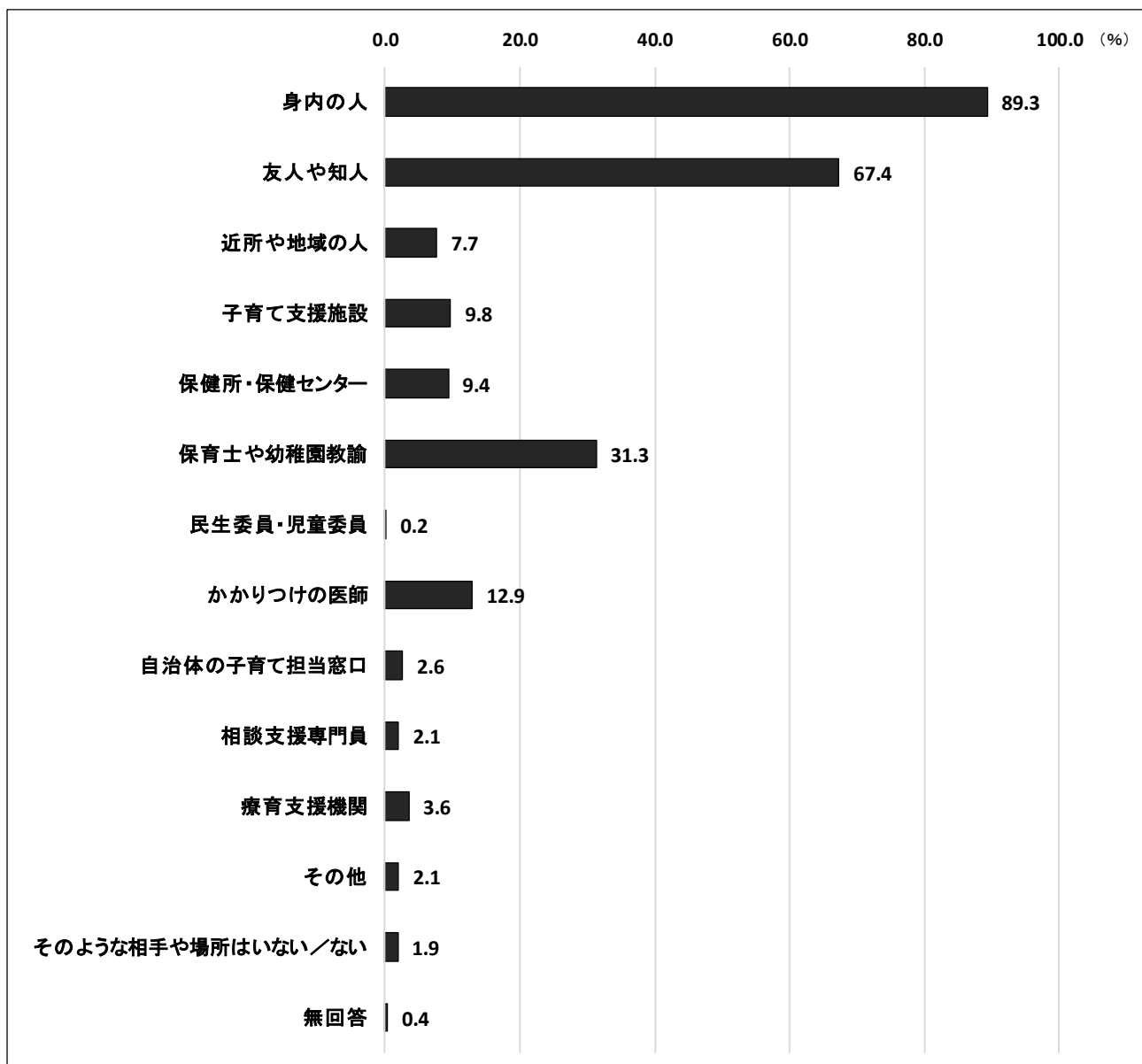
② 子育てに関する相談先について

②-1 日頃、子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

【就学前児童】

・全体では、「身内の人」が89.3%で最も高く、次いで「友人や知人（67.4%）」、「保育士や幼稚園教諭（31.3%）」と続いています。

・年齢、地区、居住歴別にみても、全体とおおよそ同様の結果となっています。

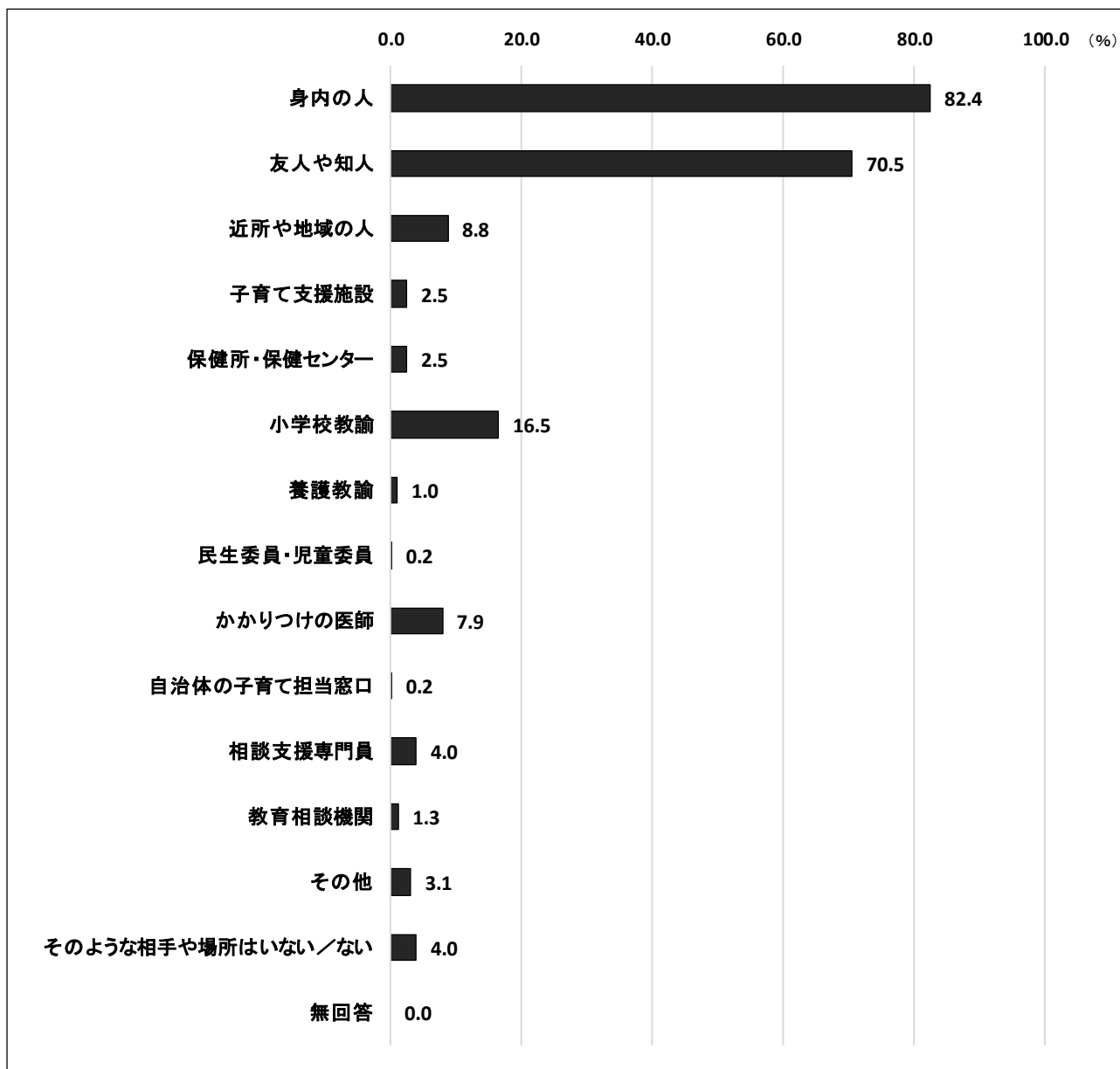


		合計	Q 2 0							
			身内の人	友人や知人	近所や地域の人	子育て支援施設	保健所・保健センター	保育士や幼稚園教諭	民生委員・児童委員	かかりつけの医師
全体		533 100.0	476 89.3	359 67.4	41 7.7	52 9.8	50 9.4	167 31.3	1 0.2	69 12.9
年 齢	0 歳	140 100.0	126 90.0	92 65.7	10 7.1	27 19.3	27 19.3	30 21.4	0 0.0	25 17.9
	1 歳	90 100.0	84 93.3	59 65.6	8 8.9	9 10.0	4 4.4	29 32.2	0 0.0	11 12.2
	2 歳	89 100.0	80 89.9	61 68.5	6 6.7	6 6.7	9 10.1	36 40.4	0 0.0	10 11.2
	3 歳	78 100.0	72 92.3	45 57.7	3 3.8	2 2.6	3 3.8	24 30.8	0 0.0	4 5.1
	4 歳	68 100.0	58 85.3	47 69.1	7 10.3	3 4.4	5 7.4	26 38.2	0 0.0	11 16.2
	5 歳	68 100.0	56 82.4	55 80.9	7 10.3	5 7.4	2 2.9	22 32.4	1 1.5	8 11.8
	地区	洲本	426 100.0	382 89.7	284 66.7	29 6.8	29 6.8	40 9.4	133 31.2	0 0.0
	五色	105 100.0	92 87.6	73 69.5	12 11.4	22 21.0	9 8.6	34 32.4	1 1.0	17 16.2
居 住 歴	父母ともに淡路島出身者	277 100.0	257 92.8	193 69.7	20 7.2	22 7.9	27 9.7	85 30.7	1 0.4	35 12.6
	父または母が淡路島出身者	186 100.0	166 89.2	122 65.6	14 7.5	18 9.7	16 8.6	64 34.4	0 0.0	26 14.0
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	42 100.0	30 71.4	26 61.9	6 14.3	5 11.9	2 4.8	10 23.8	0 0.0	3 7.1
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	28 100.0	23 82.1	18 64.3	1 3.6	7 25.0	5 17.9	8 28.6	0 0.0	5 17.9

		合計	Q 2 0					
			自治体の子育て担当窓口	相談支援専門員	療育支援機関	その他	そのような相手や場所はない／ない	無回答
全体		533 100.0	14 2.6	11 2.1	19 3.6	11 2.1	10 1.9	2 0.4
年齢	0歳	140 100.0	6 4.3	1 0.7	1 0.7	5 3.6	3 2.1	1 0.7
	1歳	90 100.0	1 1.1	0 0.0	1 1.1	0 0.0	2 2.2	1 1.1
	2歳	89 100.0	2 2.2	1 1.1	6 6.7	3 3.4	3 3.4	0 0.0
	3歳	78 100.0	2 2.6	4 5.1	6 7.7	0 0.0	2 2.6	0 0.0
	4歳	68 100.0	1 1.5	4 5.9	3 4.4	1 1.5	0 0.0	0 0.0
	5歳	68 100.0	2 2.9	1 1.5	2 2.9	2 2.9	0 0.0	0 0.0
	地区	洲本	426 100.0	12 2.8	9 2.1	13 3.1	10 2.3	6 1.4
	五色	105 100.0	2 1.9	2 1.9	6 5.7	1 1.0	4 3.8	0 0.0
居住歴	父母ともに淡路島出身者	277 100.0	6 2.2	10 3.6	12 4.3	5 1.8	2 0.7	0 0.0
	父または母が淡路島出身者	186 100.0	7 3.8	1 0.5	6 3.2	5 2.7	2 1.1	2 1.1
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	42 100.0	1 2.4	0 0.0	0 0.0	1 2.4	6 14.3	0 0.0
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	28 100.0	0 0.0	0 0.0	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0

【小学生】

- 全体では、「身内の人」が82.4%で最も高く、次いで「友人や知人（70.5%）」、「小
学校教諭（16.5%）」と続いています。
- 学年、地区別では、全体とおおよそ同様の結果となっています。
- 居住歴では、「父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住」は、
「友人や知人」が最も高くなっています。



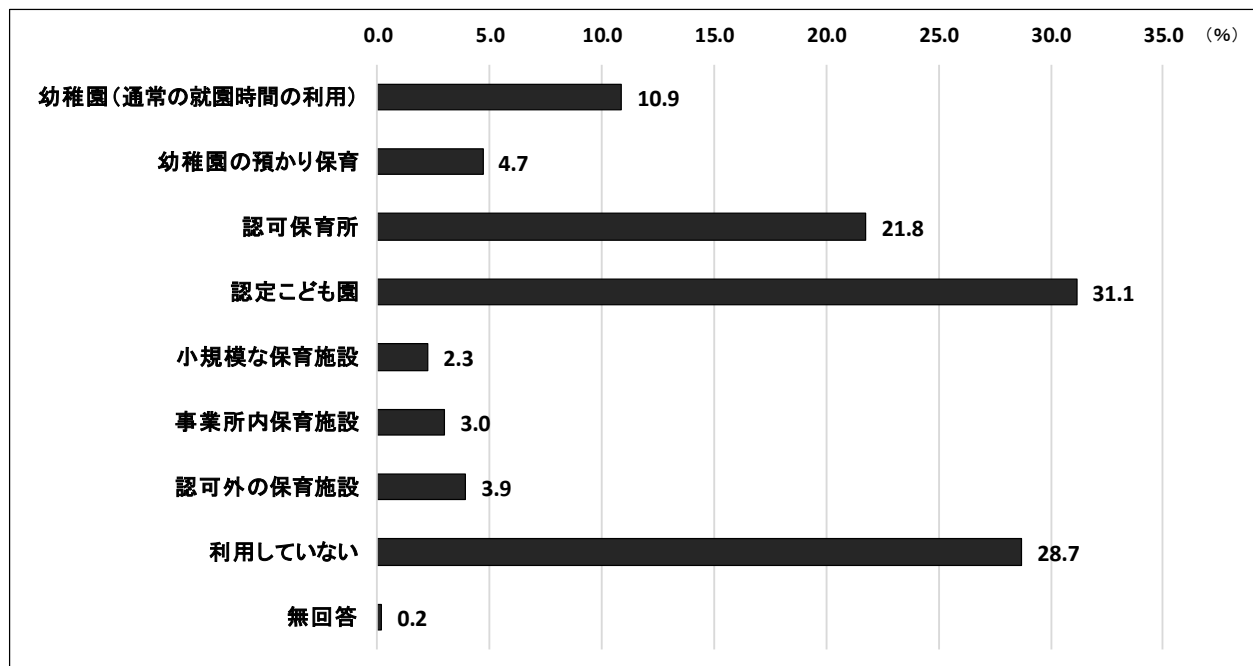
		合計	Q 8							
			身内の人	友人や知人	近所や地域の人	子育て支援施設	保健所・保健センター	小学校教諭	養護教諭	民生委員・児童委員
全体		478 100.0	394 82.4	337 70.5	42 8.8	12 2.5	12 2.5	79 16.5	5 1.0	1 0.2
学年	1年生	86 100.0	73 84.9	62 72.1	8 9.3	2 2.3	3 3.5	15 17.4	1 1.2	0 0.0
	2年生	80 100.0	64 80.0	61 76.3	9 11.3	3 3.8	0 0.0	14 17.5	1 1.3	1 1.3
	3年生	84 100.0	74 88.1	50 59.5	9 10.7	3 3.6	1 1.2	17 20.2	0 0.0	0 0.0
	4年生	75 100.0	61 81.3	55 73.3	7 9.3	1 1.3	4 5.3	10 13.3	1 1.3	0 0.0
	5年生	68 100.0	51 75.0	48 70.6	4 5.9	1 1.5	2 2.9	9 13.2	1 1.5	0 0.0
	6年生	82 100.0	69 84.1	59 72.0	5 6.1	2 2.4	1 1.2	13 15.9	1 1.2	0 0.0
	地区	洲本	369 100.0	307 83.2	260 70.5	37 10.0	6 1.6	9 2.4	64 17.3	4 1.1
	五色	106 100.0	84 79.2	75 70.8	5 4.7	6 5.7	2 1.9	14 13.2	1 0.9	0 0.0
居住歴	父母ともに淡路島出身者	276 100.0	234 84.8	202 73.2	27 9.8	6 2.2	4 1.4	46 16.7	5 1.8	0 0.0
	父または母が淡路島出身者	153 100.0	128 83.7	107 69.9	13 8.5	5 3.3	6 3.9	22 14.4	0 0.0	1 0.7
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	12 100.0	10 83.3	5 41.7	0 0.0	0 0.0	1 8.3	2 16.7	0 0.0	0 0.0
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	34 100.0	19 55.9	21 61.8	2 5.9	1 2.9	1 2.9	9 26.5	0 0.0	0 0.0

		合計	Q 8						
			かかりつけ の医師	自治体の子 育て担当窓 口	相談支援専 門員	教育相談機 関	その他	そのような 相手や場所 はない／ ない	無回答
全体		478 100.0	38 7.9	1 0.2	19 4.0	6 1.3	15 3.1	19 4.0	0 0.0
学 年	1 年生	86 100.0	11 12.8	0 0.0	5 5.8	0 0.0	2 2.3	2 2.3	0 0.0
	2 年生	80 100.0	7 8.8	0 0.0	1 1.3	1 1.3	2 2.5	4 5.0	0 0.0
	3 年生	84 100.0	6 7.1	0 0.0	2 2.4	0 0.0	4 4.8	5 6.0	0 0.0
	4 年生	75 100.0	7 9.3	0 0.0	2 2.7	1 1.3	1 1.3	3 4.0	0 0.0
	5 年生	68 100.0	3 4.4	0 0.0	3 4.4	2 2.9	5 7.4	1 1.5	0 0.0
	6 年生	82 100.0	4 4.9	1 1.2	5 6.1	2 2.4	0 0.0	3 3.7	0 0.0
	地 区	洲本	369 100.0	31 8.4	1 0.3	13 3.5	4 1.1	10 2.7	16 4.3
五色		106 100.0	6 5.7	0 0.0	4 3.8	2 1.9	4 3.8	3 2.8	0 0.0
居 住 歴	父母ともに淡路島出身 者	276 100.0	17 6.2	0 0.0	9 3.3	3 1.1	9 3.3	6 2.2	0 0.0
	父または母が淡路島出 身者	153 100.0	17 11.1	0 0.0	7 4.6	2 1.3	4 2.6	6 3.9	0 0.0
	父母ともに淡路島出身 者ではなく、過去 5 年 以内に淡路島へ移住	12 100.0	2 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 8.3	0 0.0
	父母ともに淡路島出身 者ではなく、6 年以上 前に淡路島へ移住	34 100.0	2 5.9	1 2.9	3 8.8	1 2.9	2 5.9	6 17.6	0 0.0

③ 教育・保育の利用状況について

③-1 定期的に利用している教育・保育事業

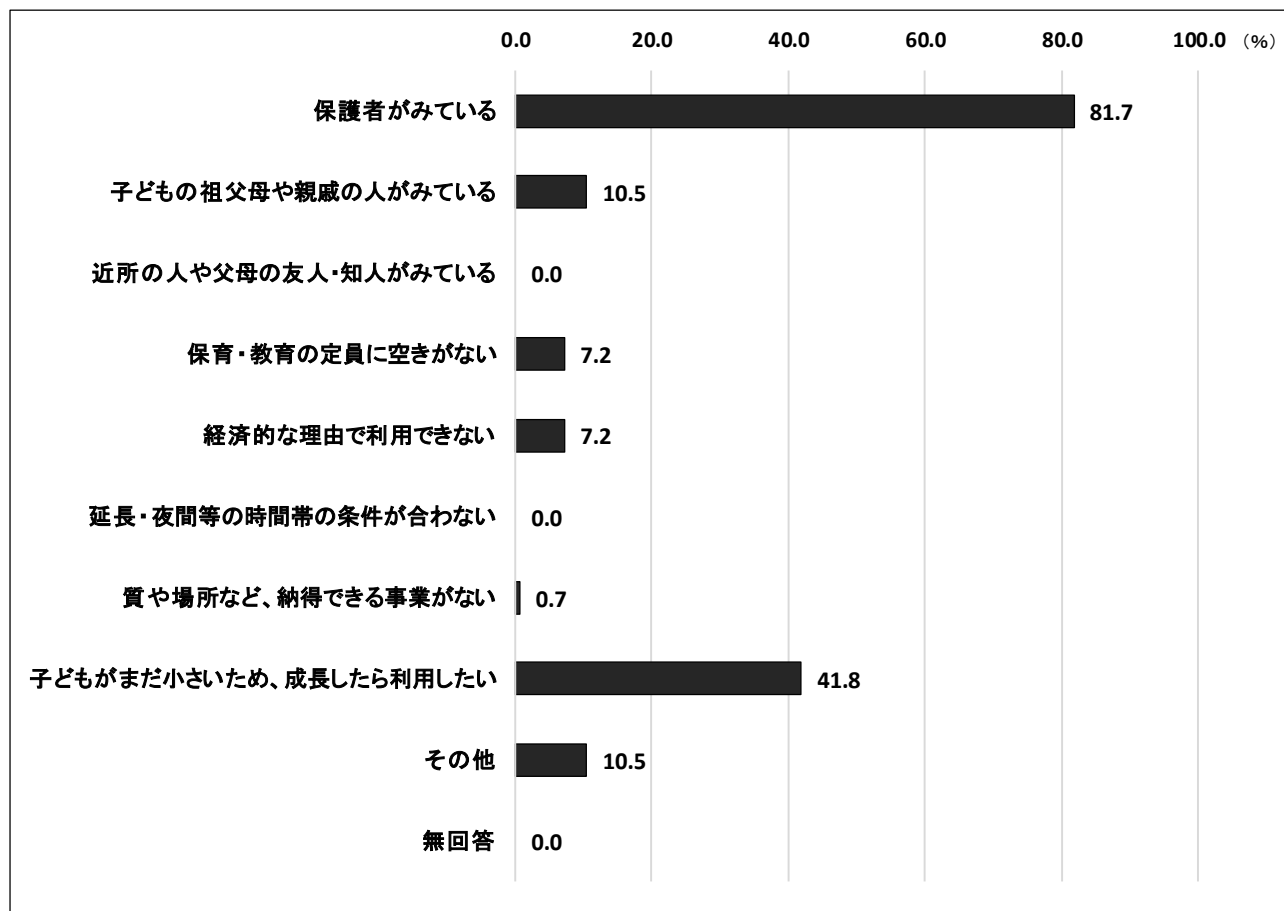
- ・全体では、「認定こども園」が31.1%で最も高く、次いで「利用していない(28.7%)」、「認可保育所(21.8%)」と続いています。
- ・年齢の「0歳」、「1歳」及び居住歴の「父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住」、「父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住」では、「利用していない」が最も高くなっています。



		合計	Q 8								
			幼稚園 (通常の 就園時間 の利用)	幼稚園の 預かり保 育	認可保育 所	認定こど も園	小規模な 保育施設	事業所内 保育施設	認可外の 保育施設	利用して いない	無回答
全体		533 100.0	58 10.9	25 4.7	116 21.8	166 31.1	12 2.3	16 3.0	21 3.9	153 28.7	1 0.2
年齢	0歳	140 100.0	1 0.7	0 0.0	11 7.9	10 7.1	2 1.4	4 2.9	9 6.4	102 72.9	1 0.7
	1歳	90 100.0	3 3.3	1 1.1	13 14.4	31 34.4	3 3.3	4 4.4	7 7.8	32 35.6	0 0.0
	2歳	89 100.0	12 13.5	6 6.7	24 27.0	35 39.3	1 1.1	0 0.0	3 3.4	15 16.9	0 0.0
	3歳	78 100.0	17 21.8	9 11.5	29 37.2	26 33.3	1 1.3	3 3.8	1 1.3	2 2.6	0 0.0
	4歳	68 100.0	13 19.1	8 11.8	19 27.9	29 42.6	4 5.9	4 5.9	1 1.5	1 1.5	0 0.0
	5歳	68 100.0	12 17.6	1 1.5	20 29.4	35 51.5	1 1.5	1 1.5	0 0.0	1 1.5	0 0.0
地区	洲本	426 100.0	54 12.7	25 5.9	61 14.3	159 37.3	7 1.6	11 2.6	19 4.5	120 28.2	1 0.2
	五色	105 100.0	4 3.8	0 0.0	55 52.4	7 6.7	5 4.8	5 4.8	2 1.9	31 29.5	0 0.0
居住歴	父母ともに淡路島出身者	277 100.0	35 12.6	12 4.3	68 24.5	87 31.4	6 2.2	8 2.9	9 3.2	70 25.3	0 0.0
	父または母が淡路島出身者	186 100.0	13 7.0	6 3.2	33 17.7	64 34.4	4 2.2	6 3.2	8 4.3	61 32.8	1 0.5
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	42 100.0	6 14.3	5 11.9	9 21.4	6 14.3	1 2.4	1 2.4	4 9.5	13 31.0	0 0.0
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	28 100.0	4 14.3	2 7.1	6 21.4	9 32.1	1 3.6	1 3.6	0 0.0	9 32.1	0 0.0

③-2 定期的に教育・保育事業を利用していない理由

- ・全体では、「保護者がみている」が81.7%で最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい（41.8%）」、「子どもの祖父母や親戚の人がみている／その他（10.5%）」と続いています。
- ・年齢、地区、居住歴別にみても、全体とおおよそ同様の結果となっています。

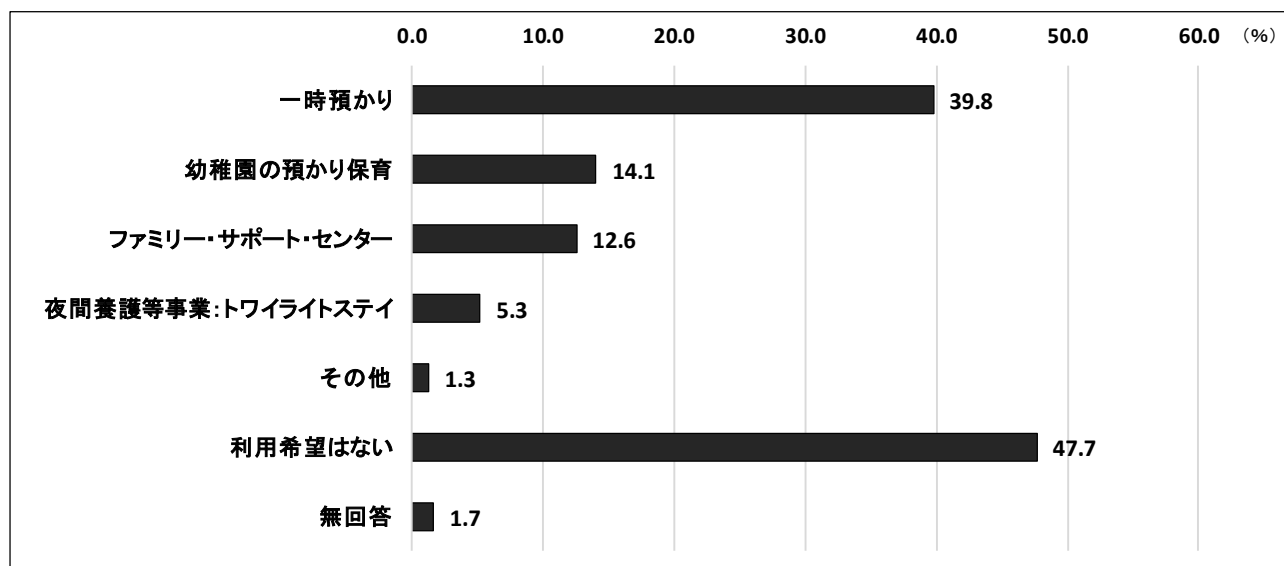


		合計	Q 8 1							
			保護者が みている	子どもの 祖父母や 親戚の人 がみている	近所の人 や父母の 友人・知 人がみて いる	保育・教 育の定員 に空きが ない	経済的な 理由で利 用できな い	延長・夜 間等の時 間帯の条 件が合わ ない	質や場所 など、納 得できる 事業がな い	子どもが まだ小さ いため、 成長した ら利用し たい
全体		153 100.0	125 81.7	16 10.5	0 0.0	11 7.2	11 7.2	0 0.0	1 0.7	64 41.8
年 齢	0 歳	102 100.0	83 81.4	13 12.7	0 0.0	7 6.9	8 7.8	0 0.0	1 1.0	50 49.0
	1 歳	32 100.0	27 84.4	1 3.1	0 0.0	3 9.4	3 9.4	0 0.0	0 0.0	9 28.1
	2 歳	15 100.0	13 86.7	2 13.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 33.3
	3 歳	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	4 歳	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	5 歳	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
地 区	洲本	120 100.0	98 81.7	13 10.8	0 0.0	10 8.3	8 6.7	0 0.0	1 0.8	49 40.8
	五色	31 100.0	25 80.6	3 9.7	0 0.0	1 3.2	3 9.7	0 0.0	0 0.0	13 41.9
居 住 歴	父母ともに淡路島出身者	70 100.0	54 77.1	11 15.7	0 0.0	5 7.1	4 5.7	0 0.0	0 0.0	33 47.1
	父または母が淡路島出身者	61 100.0	51 83.6	5 8.2	0 0.0	4 6.6	6 9.8	0 0.0	0 0.0	23 37.7
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	13 100.0	12 92.3	0 0.0	0 0.0	1 7.7	1 7.7	0 0.0	1 7.7	5 38.5
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	9 100.0	8 88.9	0 0.0	0 0.0	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 33.3

		合計	Q 8 1	
			その他	無回答
全体		153 100.0	16 10.5	0 0.0
年 齢	0 歳	102 100.0	8 7.8	0 0.0
	1 歳	32 100.0	4 12.5	0 0.0
	2 歳	15 100.0	3 20.0	0 0.0
	3 歳	2 100.0	0 0.0	0 0.0
	4 歳	1 100.0	1 100.0	0 0.0
	5 歳	1 100.0	0 0.0	0 0.0
地 区	洲本	120 100.0	11 9.2	0 0.0
	五色	31 100.0	5 16.1	0 0.0
居 住 歴	父母ともに淡路島出身者	70 100.0	8 11.4	0 0.0
	父または母が淡路島出身者	61 100.0	7 11.5	0 0.0
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	13 100.0	1 7.7	0 0.0
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	9 100.0	0 0.0	0 0.0

③-3 不定期な教育・保育の利用意向

- ・全体では、「利用希望はない」が47.7%で最も高く、次いで「一時預かり(39.8%)」、「幼稚園の預かり保育(14.1%)」と続いています。
- ・年齢の「0歳」、「1歳」、地区の「五色」、居住歴の「父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住」、「父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住」では、「一時預かり」が最も高くなっています。



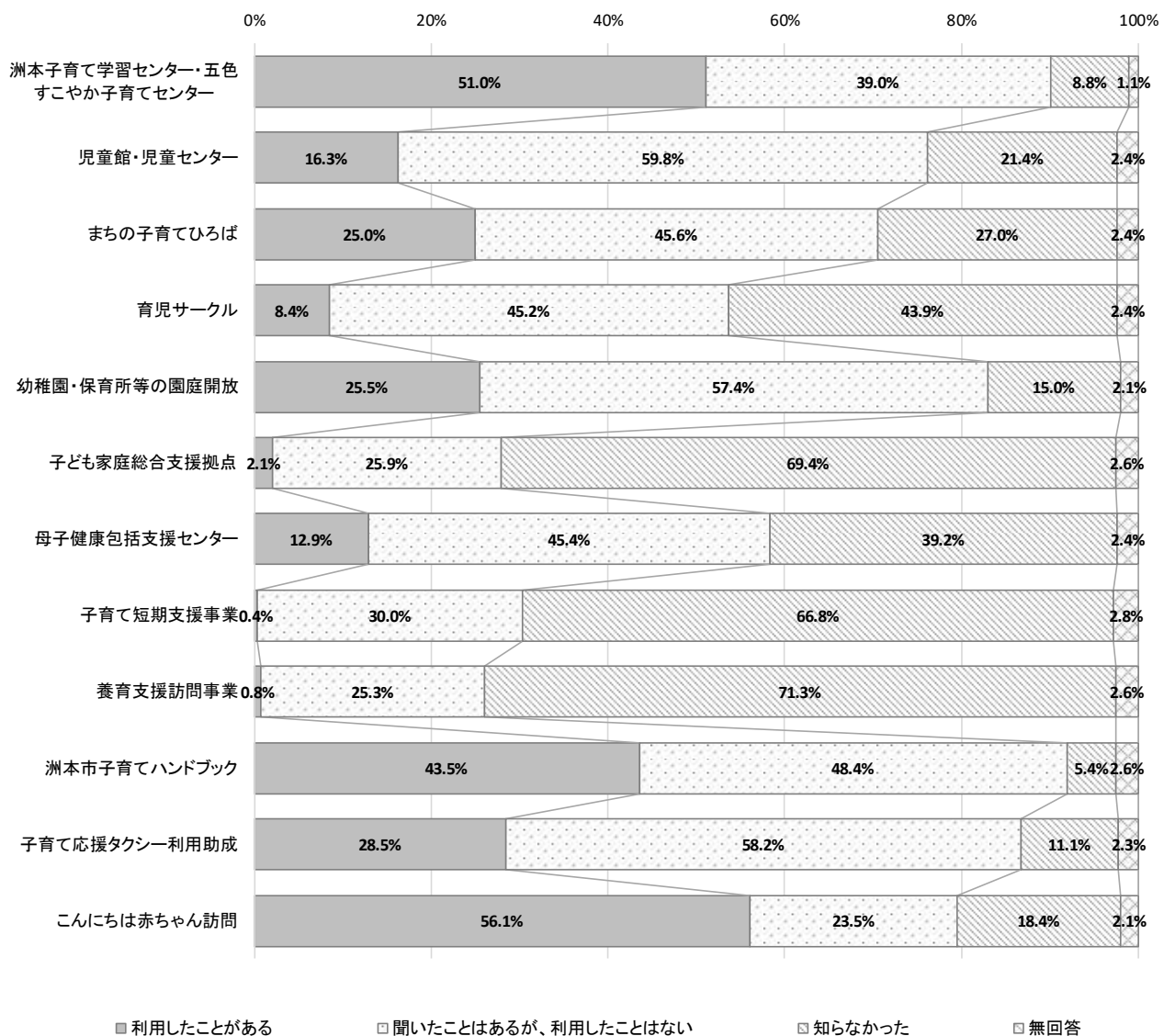
		合計	Q 1 0						
			一時預かり	幼稚園の預かり保育	ファミリー・サポート・センター	夜間養護等事業：トワイライトステイ	その他	利用希望はない	無回答
全体		533 100.0	212 39.8	75 14.1	67 12.6	28 5.3	7 1.3	254 47.7	9 1.7
年 齢	0 歳	140 100.0	76 54.3	27 19.3	12 8.6	10 7.1	2 1.4	54 38.6	1 0.7
	1 歳	90 100.0	46 51.1	14 15.6	8 8.9	3 3.3	0 0.0	39 43.3	0 0.0
	2 歳	89 100.0	29 32.6	16 18.0	11 12.4	3 3.4	1 1.1	46 51.7	1 1.1
	3 歳	78 100.0	22 28.2	7 9.0	14 17.9	3 3.8	2 2.6	44 56.4	1 1.3
	4 歳	68 100.0	19 27.9	6 8.8	13 19.1	6 8.8	2 2.9	32 47.1	3 4.4
	5 歳	68 100.0	20 29.4	5 7.4	9 13.2	3 4.4	0 0.0	39 57.4	3 4.4
地 区	洲本	426 100.0	162 38.0	66 15.5	52 12.2	25 5.9	6 1.4	208 48.8	9 2.1
	五色	105 100.0	49 46.7	9 8.6	15 14.3	3 2.9	1 1.0	45 42.9	0 0.0
居 住 歴	父母ともに淡路島出身者	277 100.0	107 38.6	30 10.8	30 10.8	14 5.1	1 0.4	140 50.5	7 2.5
	父または母が淡路島出身者	186 100.0	74 39.8	31 16.7	29 15.6	12 6.5	4 2.2	85 45.7	2 1.1
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	42 100.0	19 45.2	8 19.0	4 9.5	1 2.4	1 2.4	19 45.2	0 0.0
	父母とともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	28 100.0	12 42.9	6 21.4	4 14.3	1 3.6	1 3.6	10 35.7	0 0.0

④ 地域の子育て支援事業の利用状況について

④-1 未就学

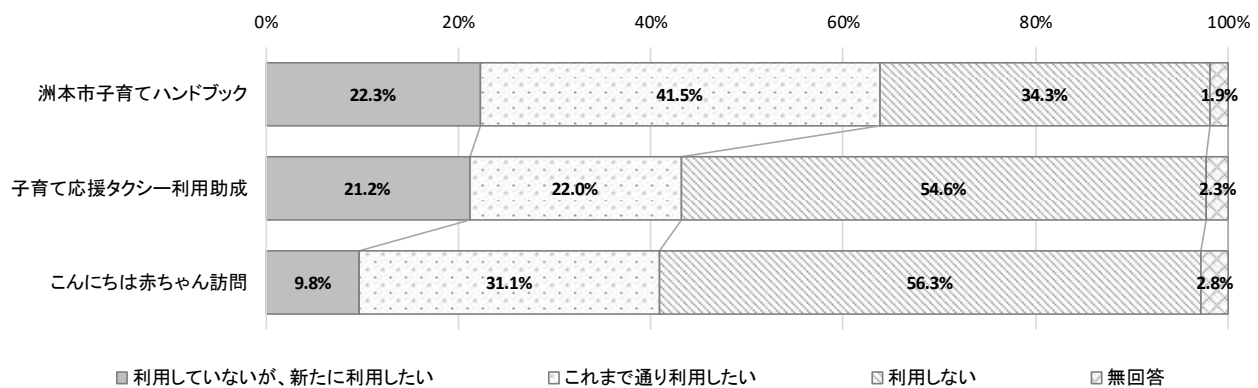
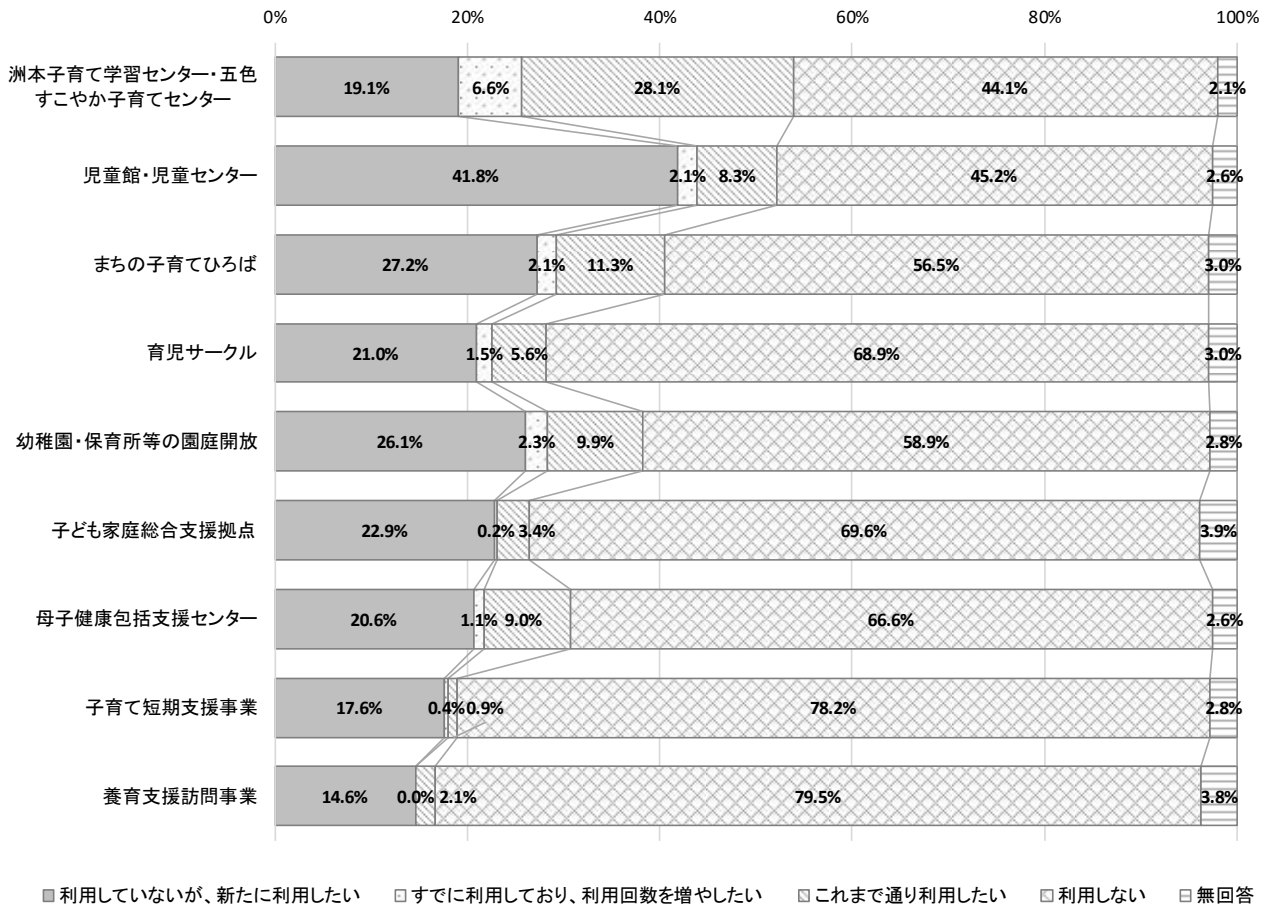
【利用したことがある取組】

・「こんにちは赤ちゃん訪問」が56.1%で最も高く、次いで「洲本子育て学習センター・五色すこやか子育てセンター（51.0%）」、「洲本市子育てハンドブック（43.5%）」と続いています。



【今後利用したい取組（「利用していないが、新たに利用したい」＋「すでに利用しており、利用回数を増やしたい」＋「これまで通り利用したい」）】

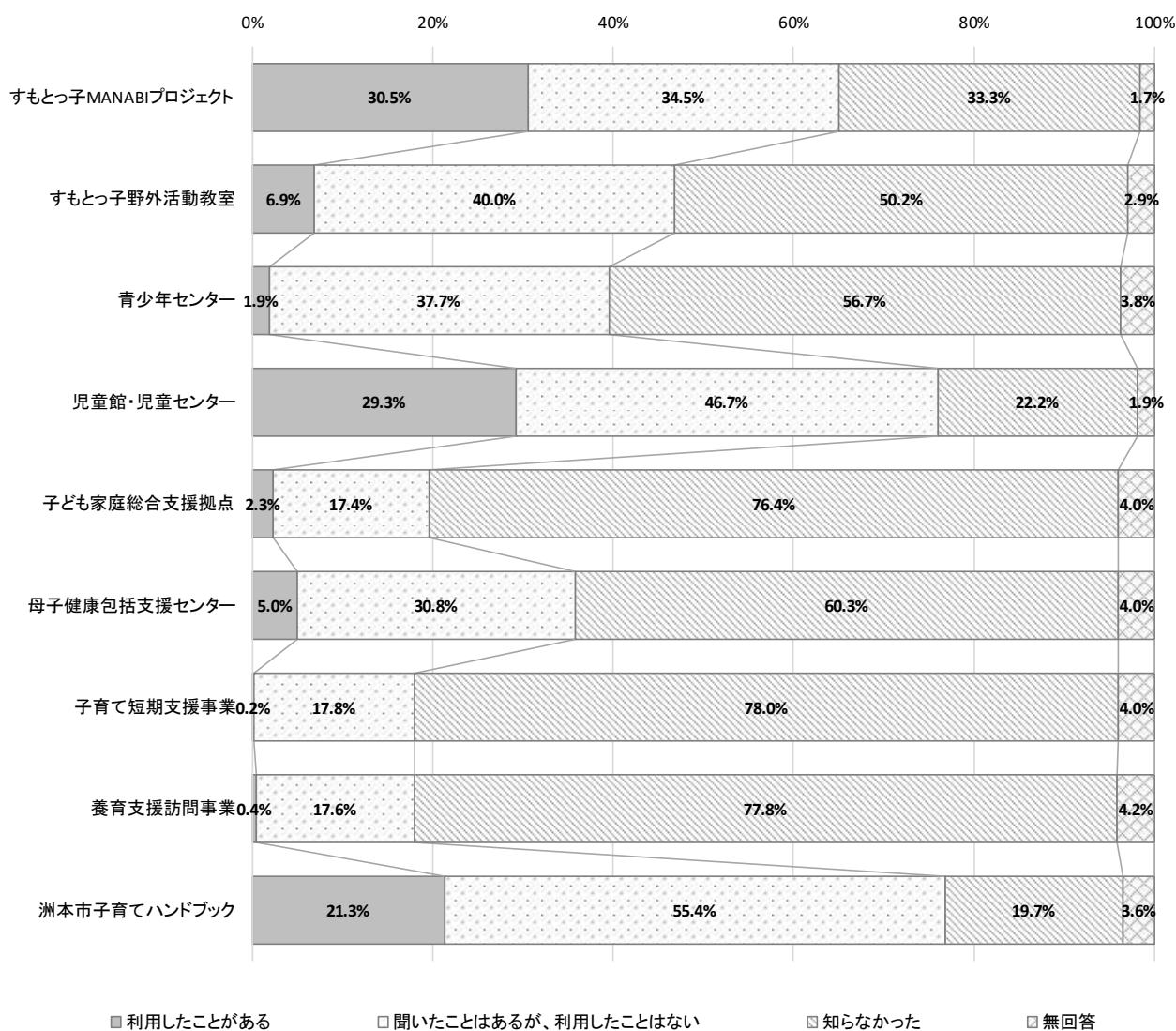
・「**洲本市子育てハンドブック**」が63.8%で最も高く、次いで「**洲本子育て学習センター・五色すこやか子育てセンター**（53.8%）」、「**児童館・児童センター**（52.2%）」と続いています。



④-2 小学生

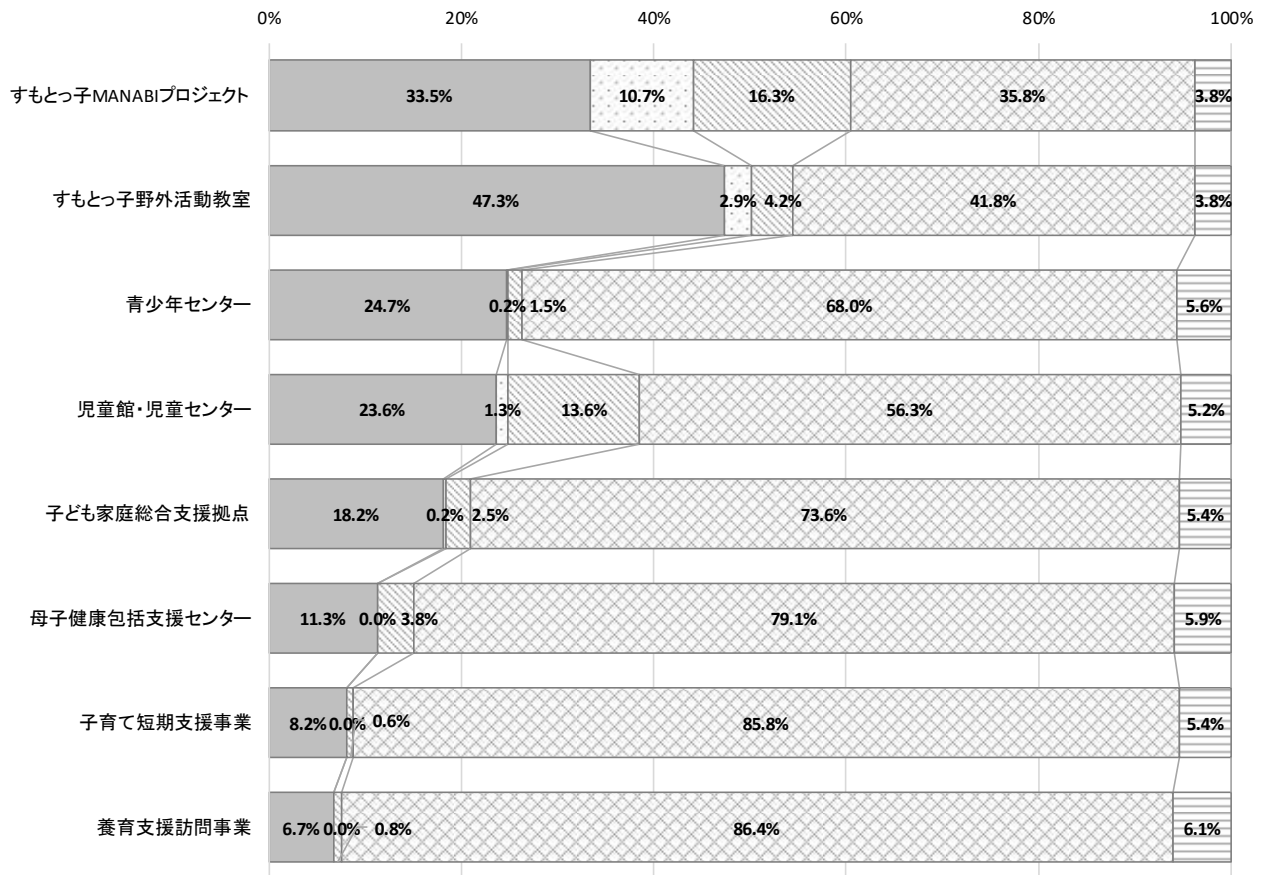
【利用したことがある取組】

・「すもとっ子 MANABI プロジェクト」が 30.5%で最も高く、次いで「児童館・児童センター（29.3%）」、「洲本市子育てハンドブック（21.3%）」と続いています。

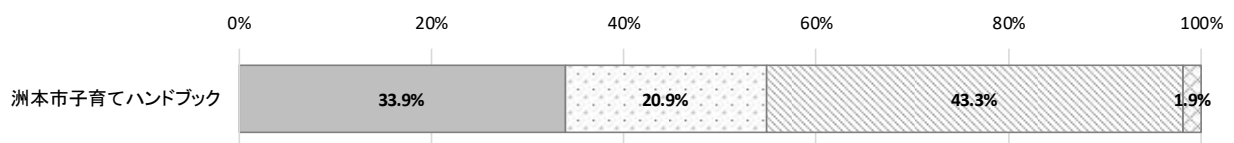


【今後利用したい取組（「利用していないが、新たに利用したい」＋「すでに利用しており、利用回数を増やしたい」＋「これまで通り利用したい」）】

・「すもとっ子 MANABI プロジェクト」が 60.5%で最も高く、次いで「洲本市子育てハンドブック（54.8%）」、「すもとっ子野外活動教室（54.4%）」と続いています。



■ 利用していないが、新たに利用したい □ すでに利用しており、利用回数を増やしたい □ これまで通り利用したい □ 利用しない □ 無回答

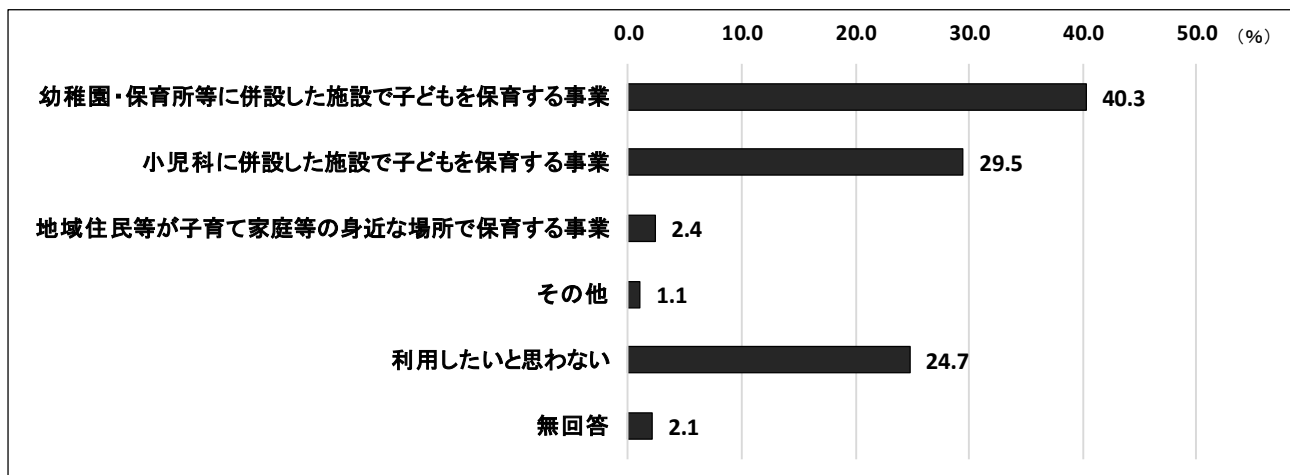


■ 利用していないが、新たに利用したい □ これまで通り利用したい □ 利用しない □ 無回答

⑤ お子さんの病気やけがの際の対応について

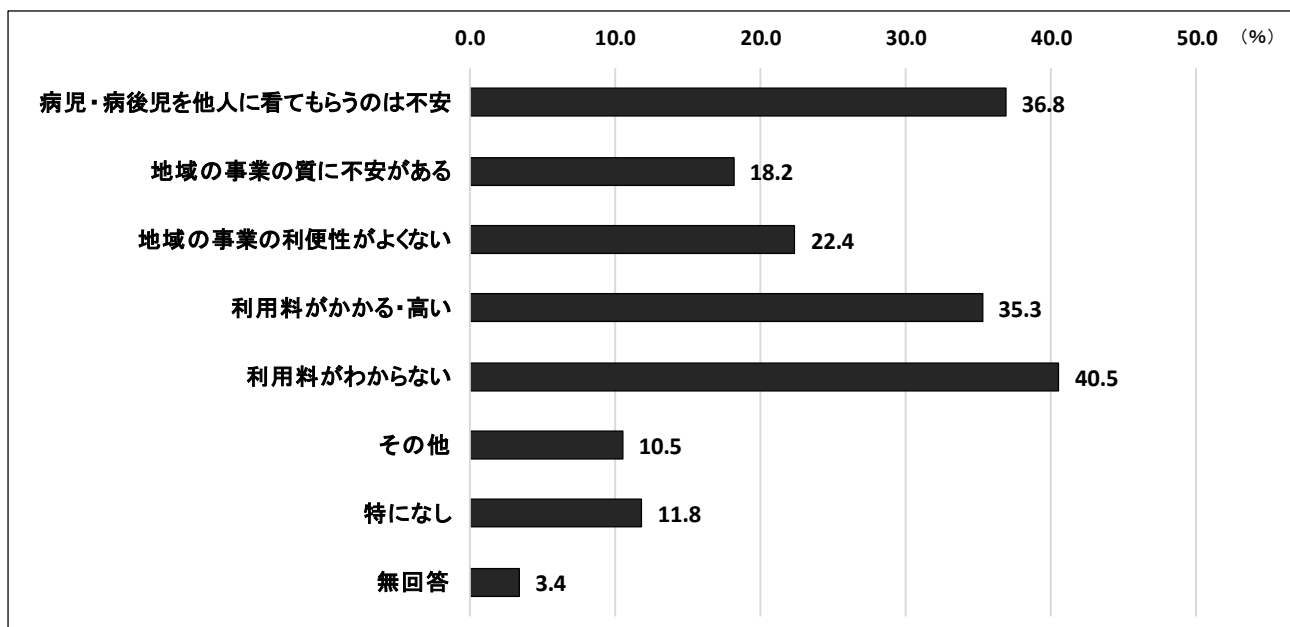
⑤-1 利用したい病児・病後児のための保育事業

・「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が 40.3%で最も高く、次いで「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業（29.5%）」、「利用したいと思わない（24.7%）」と続いています。



⑤-2 病児・病後児保育の利用にあたり、不安となる要素

・「利用料がわからない」が 40.5%で最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安（36.8%）」、「利用料がかかる・高い（35.3%）」と続いています。

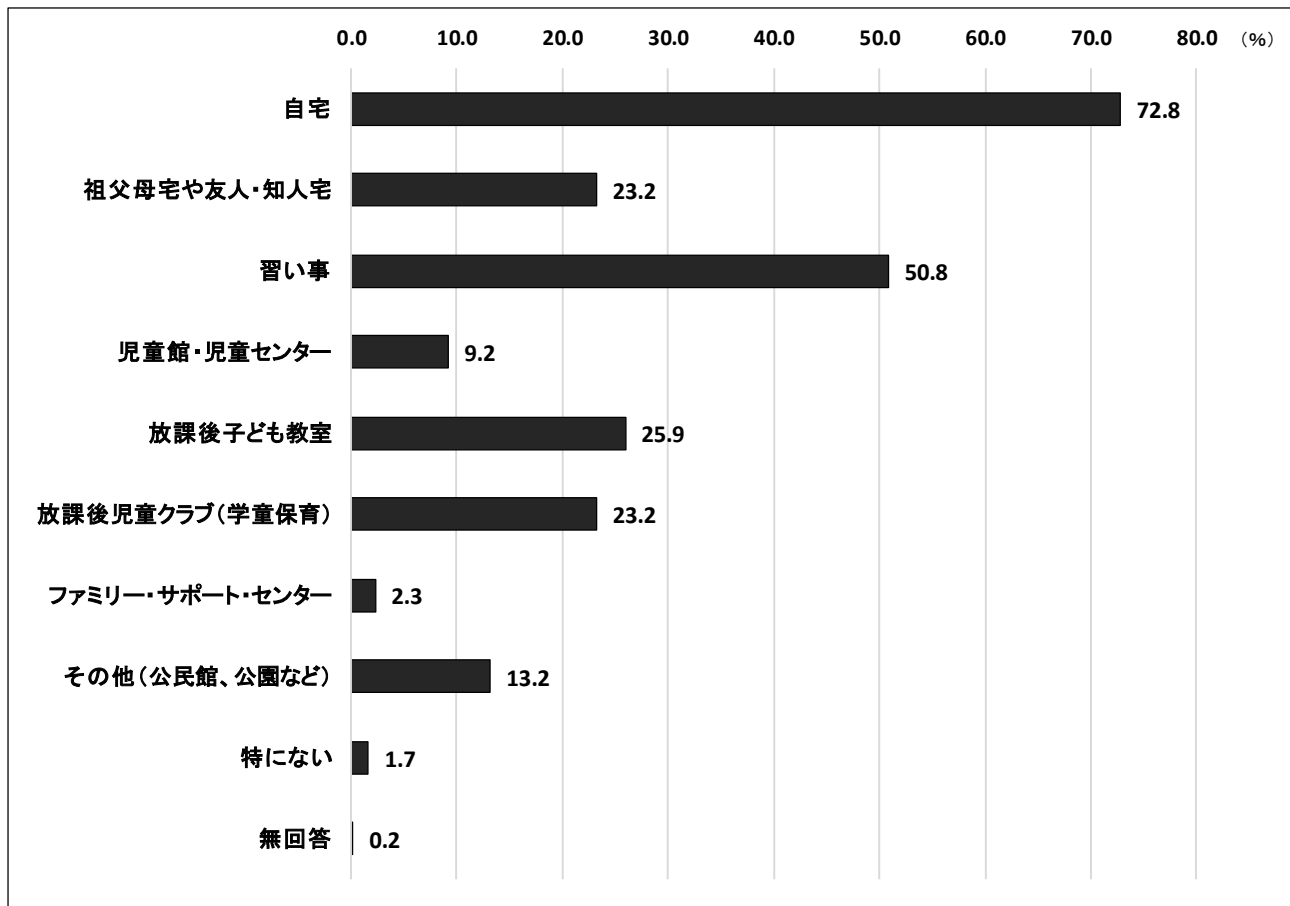


⑥ 放課後の過ごし方について

⑥-1 放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか

・「自宅」が72.8%で最も高く、次いで「習い事(50.8%)」、「放課後子ども教室(25.9%)」と続いています。

・学年、地区、居住歴別にみても、全体とおおよそ同様の結果となっています。



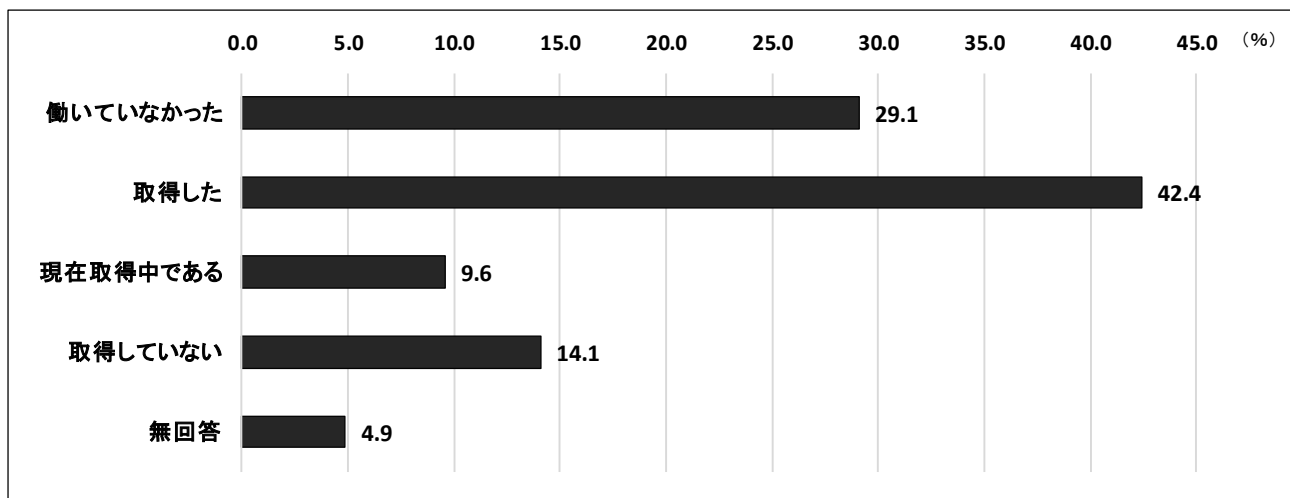
		合計	Q 1 3							
			自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事	児童館・児童センター	放課後子ども教室	放課後児童クラブ（学童保育）	ファミリー・サポート・センター	その他（公民館、公園など）
全体		478 100.0	348 72.8	111 23.2	243 50.8	44 9.2	124 25.9	111 23.2	11 2.3	63 13.2
学年	1年生	86 100.0	49 57.0	12 14.0	33 38.4	8 9.3	27 31.4	43 50.0	2 2.3	13 15.1
	2年生	80 100.0	50 62.5	13 16.3	37 46.3	7 8.8	27 33.8	24 30.0	2 2.5	11 13.8
	3年生	84 100.0	60 71.4	21 25.0	45 53.6	10 11.9	27 32.1	19 22.6	1 1.2	7 8.3
	4年生	75 100.0	60 80.0	27 36.0	42 56.0	9 12.0	22 29.3	13 17.3	2 2.7	10 13.3
	5年生	68 100.0	58 85.3	21 30.9	41 60.3	8 11.8	14 20.6	8 11.8	3 4.4	13 19.1
	6年生	82 100.0	70 85.4	17 20.7	44 53.7	2 2.4	5 6.1	3 3.7	0 0.0	8 9.8
	地区	洲本	369 100.0	274 74.3	90 24.4	187 50.7	27 7.3	79 21.4	99 26.8	8 2.2
	五色	106 100.0	73 68.9	21 19.8	55 51.9	17 16.0	44 41.5	11 10.4	2 1.9	13 12.3
居住歴	父母ともに淡路島出身者	276 100.0	207 75.0	66 23.9	132 47.8	25 9.1	61 22.1	62 22.5	6 2.2	32 11.6
	父または母が淡路島出身者	153 100.0	106 69.3	37 24.2	85 55.6	15 9.8	51 33.3	37 24.2	3 2.0	17 11.1
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	12 100.0	9 75.0	2 16.7	5 41.7	0 0.0	3 25.0	4 33.3	1 8.3	5 41.7
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	34 100.0	25 73.5	5 14.7	19 55.9	4 11.8	8 23.5	7 20.6	1 2.9	7 20.6

		合計	Q 1 3	
			特にない	無回答
全体		478 100.0	8 1.7	1 0.2
学 年	1 年生	86 100.0	0 0.0	0 0.0
	2 年生	80 100.0	2 2.5	0 0.0
	3 年生	84 100.0	1 1.2	0 0.0
	4 年生	75 100.0	1 1.3	0 0.0
	5 年生	68 100.0	2 2.9	0 0.0
	6 年生	82 100.0	2 2.4	1 1.2
	地 区	洲本	369 100.0	6 1.6
五色		106 100.0	2 1.9	0 0.0
居 住 歴	父母ともに淡路島出身者	276 100.0	5 1.8	1 0.4
	父または母が淡路島出身者	153 100.0	2 1.3	0 0.0
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去 5 年以内に淡路島へ移住	12 100.0	1 8.3	0 0.0
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6 年以上前に淡路島へ移住	34 100.0	0 0.0	0 0.0

⑦ 育児休業の取得について

⑦-1 母親

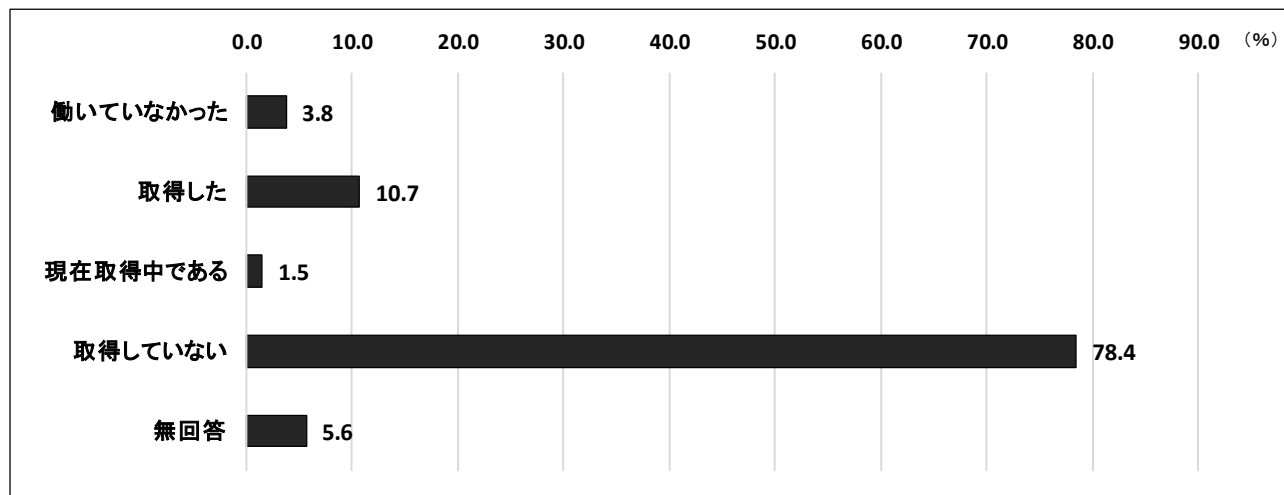
- ・全体では、「取得した」が42.4%で最も高く、次いで「働いていなかった(29.1%)」、「取得していない(14.1%)」と続いています。
- ・年齢の「0歳」では、「現在取得中である」が最も高くなっています。
- ・居住歴の「父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住」では、「働いていなかった」が最も高くなっています。
- ・居住歴の「父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住」では、「働いていなかった」、「取得していない」がともに、最も高くなっています。



		合計	Q 1 7				
			働いてい なかった	取得した	現在取得 中である	取得して いない	無回答
全体		533 100.0	155 29.1	226 42.4	51 9.6	75 14.1	26 4.9
年 齢	0 歳	140 100.0	25 17.9	41 29.3	42 30.0	20 14.3	12 8.6
	1 歳	90 100.0	33 36.7	34 37.8	5 5.6	13 14.4	5 5.6
	2 歳	89 100.0	23 25.8	47 52.8	3 3.4	13 14.6	3 3.4
	3 歳	78 100.0	26 33.3	41 52.6	0 0.0	9 11.5	2 2.6
	4 歳	68 100.0	22 32.4	34 50.0	1 1.5	10 14.7	1 1.5
	5 歳	68 100.0	26 38.2	29 42.6	0 0.0	10 14.7	3 4.4
地 区	洲本	426 100.0	117 27.5	186 43.7	45 10.6	55 12.9	23 5.4
	五色	105 100.0	37 35.2	40 38.1	6 5.7	19 18.1	3 2.9
居 住 歴	父母ともに淡路島出身 者	277 100.0	68 24.5	132 47.7	28 10.1	36 13.0	13 4.7
	父または母が淡路島出 身者	186 100.0	60 32.3	76 40.9	18 9.7	25 13.4	7 3.8
	父母ともに淡路島出身 者ではなく、過去5年 以内に淡路島へ移住	42 100.0	18 42.9	11 26.2	3 7.1	5 11.9	5 11.9
	父母ともに淡路島出身 者ではなく、6年以上 前に淡路島へ移住	28 100.0	9 32.1	7 25.0	2 7.1	9 32.1	1 3.6

⑦-2 父親

- ・全体では、「取得していない」が78.4%で最も高く、次いで「取得した（10.7%）」、「働いていなかった（3.8%）」と続いています。
- ・年齢、地区、居住歴別にみても、全体とおおよそ同様の結果となっています。

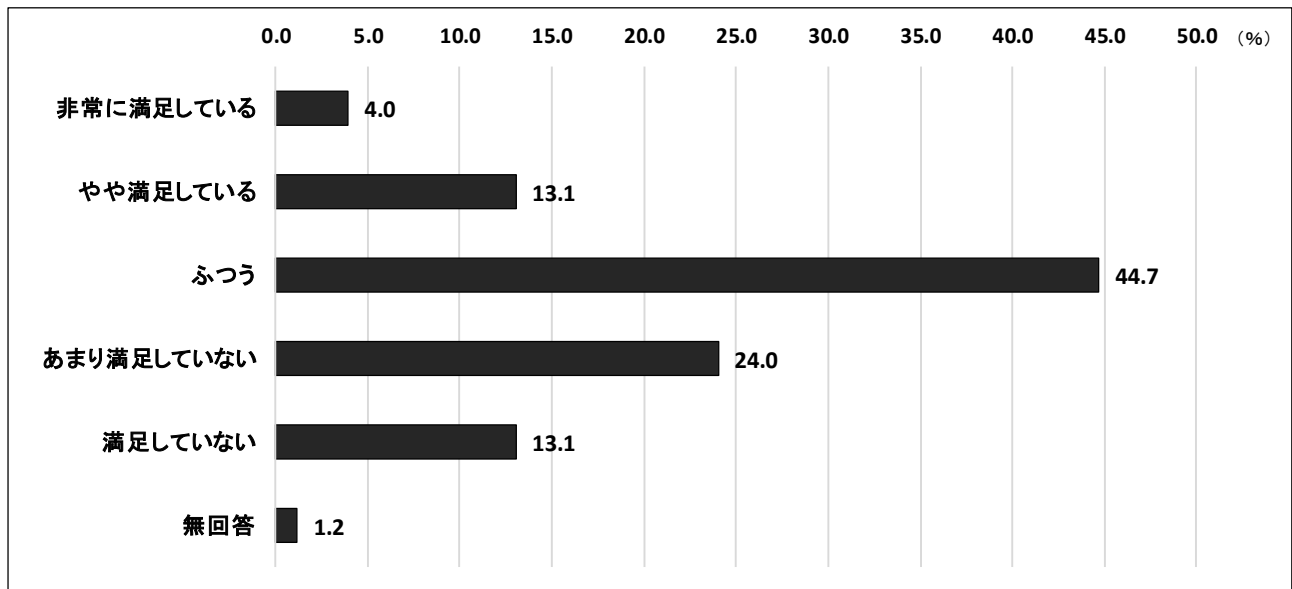


		合計	Q 1 9				
			働いてい なかった	取得した	現在取得 中である	取得して いない	無回答
全体		533 100.0	20 3.8	57 10.7	8 1.5	418 78.4	30 5.6
年 齢	0 歳	140 100.0	5 3.6	23 16.4	6 4.3	102 72.9	4 2.9
	1 歳	90 100.0	6 6.7	14 15.6	0 0.0	65 72.2	5 5.6
	2 歳	89 100.0	2 2.2	5 5.6	1 1.1	74 83.1	7 7.9
	3 歳	78 100.0	4 5.1	9 11.5	0 0.0	61 78.2	4 5.1
	4 歳	68 100.0	0 0.0	4 5.9	1 1.5	59 86.8	4 5.9
	5 歳	68 100.0	3 4.4	2 2.9	0 0.0	57 83.8	6 8.8
	地 区	洲本	426 100.0	17 4.0	52 12.2	7 1.6	323 75.8
五色		105 100.0	3 2.9	5 4.8	1 1.0	93 88.6	3 2.9
居 住 歴	父母ともに淡路島出身者	277 100.0	10 3.6	29 10.5	2 0.7	218 78.7	18 6.5
	父または母が淡路島出身者	186 100.0	7 3.8	20 10.8	4 2.2	148 79.6	7 3.8
	父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	42 100.0	2 4.8	6 14.3	1 2.4	30 71.4	3 7.1
	父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	28 100.0	1 3.6	2 7.1	1 3.6	22 78.6	2 7.1

⑧ 子どもの育ちをめぐる環境について

⑧-1 洲本市における、子育て環境や支援への満足度

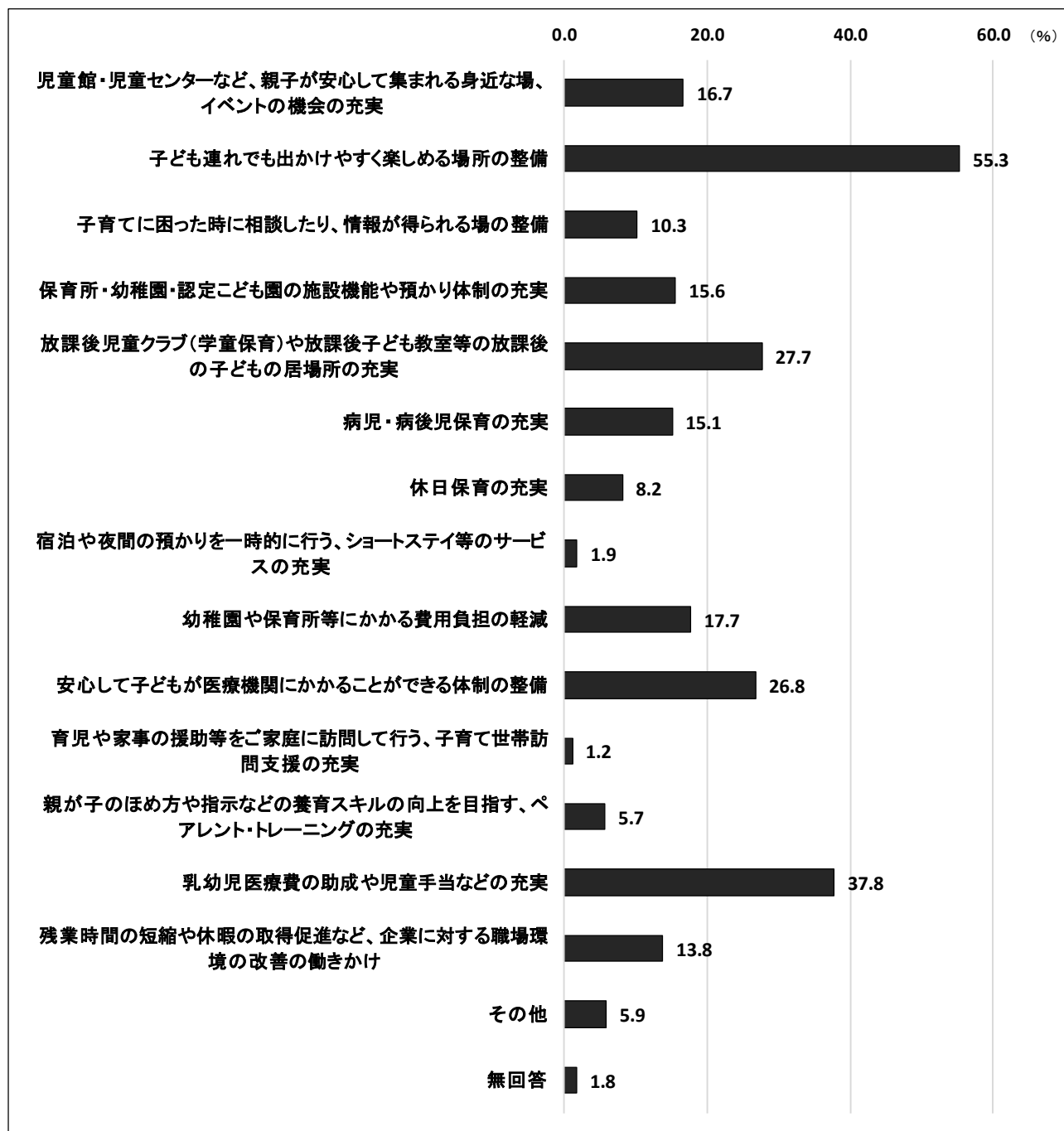
- ・全体では、「ふつう」が44.7%で最も高く、次いで「あまり満足していない(24.0%)」、「やや満足している／満足していない(13.1%)」と続いています。
- ・所属、地区、居住歴別にみても、全体とおおよそ同様の結果となっています。



	割合 (%)				
	非常に満足 している	やや満足 している	ふつう	あまり満足 していない	満足 していない
全体	4.0	13.1	44.7	24.0	13.1
就学前児童	6.2	14.3	46.7	21.2	10.7
小学生	1.5	11.7	42.5	27.2	15.7
洲本	3.1	13.1	45.3	24.8	12.6
五色	6.6	13.3	43.1	21.8	13.7
父母ともに淡路島出身者	3.4	12.8	44.8	25.7	12.3
父または母が淡路島出身者	3.8	11.8	43.4	23.9	15.3
父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	3.7	20.4	46.3	20.4	9.3
父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	9.7	14.5	50.0	12.9	11.3

⑧-2 洲本市に対して、期待する子育て支援

- 全体では、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」が55.3%で最も高く、次いで「乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実（37.8%）」、「放課後児童クラブ（学童保育）や放課後子ども教室等の放課後の子どもの居場所の充実（27.7%）」と続いています。
- 所属、地区、居住歴別にみても、全体とおおよそ同様の結果となっています。



	割合 (%)							
	宿泊や夜間の預かりを一時的に行う、ショートステイ等のサービスの充実	休日保育の充実	病児・病後児保育の充実	放課後児童クラブ(学童保育)や放課後子ども教室等の放課後の子どもの居場所の充実	保育所・幼稚園・認定こども園の施設機能や預かり体制の充実	子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場の整備	子ども連れでも出かけやすくなる場所の整備	児童館・児童センターなど、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の充実
全体	16.7	55.3	10.3	15.6	27.7	15.1	8.2	1.9
就学前児童	16.7	61.5	6.9	22.3	26.6	18.8	10.5	2.1
小学生	16.7	48.3	14.0	8.2	28.9	11.1	5.6	1.7
洲本	16.4	56.2	9.1	16.0	28.6	14.6	7.9	2.3
五色	18.0	52.6	14.7	14.7	24.2	17.5	9.0	0.5
父母ともに淡路島出身者	16.6	54.2	12.7	15.2	29.1	14.8	8.1	1.6
父または母が淡路島出身者	16.5	55.2	7.4	16.2	26.5	15.9	8.3	0.9
父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	20.4	72.2	3.7	18.5	18.5	14.8	11.1	1.9
父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	14.5	51.6	11.3	14.5	29.0	14.5	6.5	9.7

	割合 (%)							
	無回答	その他	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境の改善の働きかけ	乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実	親が子のほめ方や指示などの養育スキルの向上を目指す、ペアレント・トレーニングの充実	育児や家事の援助等をご家庭に訪問して行う、子育て世帯訪問支援の充実	安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備	幼稚園や保育所等にかかる費用負担の軽減
全体	1.8	5.9	13.8	37.8	5.7	1.2	26.8	17.7
就学前児童	0.9	6.4	9.9	35.8	4.9	0.9	18.4	27.4
小学生	2.7	5.4	18.2	40.0	6.7	1.5	36.2	6.9
洲本	2.0	5.7	13.5	37.2	5.3	1.0	27.8	18.5
五色	0.9	6.2	14.7	40.3	7.6	1.9	23.2	14.7
父母ともに淡路島出身者	1.4	4.2	13.7	37.6	5.8	1.1	26.9	17.5
父または母が淡路島出身者	1.8	7.1	14.5	40.1	6.2	1.2	28.0	18.6
父母ともに淡路島出身者ではなく、過去5年以内に淡路島へ移住	0.0	16.7	9.3	25.9	3.7	1.9	25.9	22.2
父母ともに淡路島出身者ではなく、6年以上前に淡路島へ移住	6.5	6.5	14.5	33.9	4.8	1.6	21.0	11.3

4 第2期計画の主な事業の実施状況

(1) 幼児期の教育・保育

利用実績が量の見込みを上回っているところもありますが、提供体制は確保しています。
引き続き、推計児童数、政策動向や地域の実情に十分留意し、提供体制の確保に努めます。

単位：人

令和2年度 (2020 年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み	202	642	42	254
②利用実績	220	634	43	241
②－①＝	18	△ 8	1	△ 13

単位：人

令和3年度 (2021 年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み	197	626	40	238
②利用実績	237	605	38	227
②－①＝	40	△ 21	△ 2	△ 11

単位：人

令和4年度 (2022 年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み	185	585	39	246
②利用実績	238	578	39	246
②－①＝	53	△ 7	0	0

単位：人

令和5年度 (2023 年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み	222	540	36	215
②利用実績	224	544	38	228
②－①＝	2	4	2	13

単位:人

令和6年度 (2024年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み	209	509	35	208
②利用実績	222	514	37	226
②-①=	13	5	2	18

※令和6年度の利用実績は概算

(2) 延長保育事業(時間外保育事業)

市内10か所で実施しており、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を維持します。

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	67	65	65	63	62
②利用実績	87	60	55	46	45
②-①=	20	△5	△10	△17	△17

※令和6年度の利用実績は概算

(3) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

市内の全小学校区を対象として、10箇所(12支援単位)で実施しており、地域の実情に応じて弾力的に運用しています。現状としては、未就学児の保育ニーズと同様に、放課後児童クラブの利用希望も増加傾向にあります。

高学年までの受け入れが課題となっており、児童の安全な保育環境を図る観点からも、市所管施設の有効活用や小学校の余裕教室等の活用促進など、提供体制の確保に努めます。

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	359	357	359	365	367
	高学年	47	44	39	40	40
	合計	406	401	398	405	407
②利用実績	低学年	372	359	384	375	373
	高学年	60	56	73	74	77
	合計	432	415	457	449	450
②-①=	低学年	13	2	25	10	6
	高学年	13	12	34	34	37
	合計	26	14	59	44	43

※令和6年度の利用実績は概算

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

利用実績はありませんでしたが、引き続き、保護者の疾病等の理由により養育を受けることが一時的に困難となった児童に対する支援を実施していきます。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②利用実績	0	0	0	0	0
②－①＝	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3

※令和6年度の利用実績は概算

(5) 地域子育て支援拠点事業

洲本子育て学習センターと五色すこやか子育てセンターの2箇所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。

今後も引き続き多くの利用につながるよう内容の充実に取り組みます。

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②利用実績	2	2	2	2	2
②－①＝	0	0	0	0	0

※令和6年度の利用実績は概算

(6) 一時預かり事業

3～5歳の利用実績は量の見込みを上回っていますが、提供体制は確保されています。また、0～5歳（一般型）については、コロナ禍では利用控え等が見受けられましたが、徐々に平常時に戻りつつあります。

引き続き、利用ニーズに応じた事業実施に努めます。

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	3～5歳 1号	4,308	4,216	3,959	4,362	4,105
	3～5歳 2号	8,069	7,898	7,416	9,847	9,266
	0～5歳	521	495	472	445	420
	合計	12,898	12,609	11,847	14,654	13,791
②利用 実績	3～5歳 1号	5,273	6,320	8,078	7,370	7,256
	3～5歳 2号	8,714	10,797	12,858	15,562	15,762
	0～5歳	367	142	262	307	327
	合計	14,354	17,259	21,198	23,239	23,345
②－①＝	3～5歳 1号	965	2,104	4,119	3,008	3,151
	3～5歳 2号	645	2,899	5,442	5,715	6,496
	0～5歳	△ 154	△ 353	△ 210	△ 138	△ 93
	合計	1,456	4,650	9,351	8,585	9,554

※令和6年度の利用実績は概算

(7) 病児・病後児保育事業

なのはなこども園で病後児保育事業を実施しており、病気の回復期にある小学校就学前の子どもを対象に受け入れを行っています。

引き続き保護者への制度の周知に努めます。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	403	397	393	390	386
②利用実績	0	6	5	4	5
②－①＝	△ 403	△ 391	△ 388	△ 386	△ 381

※令和6年度の利用実績は概算

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業については、現在実施しておりません。

利用者ニーズへの対応については、既存の一時預かり事業（0～5歳）、放課後児童クラブ等で引き続き確保体制を整え支援します。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	135	130	126	121	116
②利用実績	0	0	0	0	0
②－①＝	△ 135	△ 130	△ 126	△ 121	△ 116

※令和6年度の利用実績は概算

(9) 利用者支援事業

利用者支援事業については、平成29年度より母子保健型として事業を実施していましたが、令和6年度からは、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等に支援を行う、こども家庭センター型として事業を実施しています。

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②利用実績	1	1	1	1	1
②－①＝	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1

※令和6年度の利用実績は概算

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健師、助産師、家庭児童相談員により対象家庭を訪問して事業を実施しています。今後も引き続き、全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い育児に関する不安の解消を目指します。

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	253	244	235	225	218
②利用実績	238	207	208	205	202
②－①＝	△ 15	△ 37	△ 27	△ 20	△ 16

※令和6年度の利用実績は概算

(11) 養育支援訪問事業

要保護児童等に対する支援のために関係機関との連携強化に努めるとともに、支援が特に必要な対象者の家庭に対し支援員等を派遣し、引き続き育児不安の解消に努めます。

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②利用実績	1	0	0	1	1
②－①＝	△ 1	△ 2	△ 2	△ 1	△ 1

※令和6年度の利用実績は概算

(12) 妊婦健康診査事業

助成券の交付により、妊婦健康診査に係る費用の助成を行っています。本事業は、妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるために重要であることから、今後も本助成を実施し、積極的な受診を促進するために支援してまいります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	268	258	243	230	221
②利用実績	219	221	214	214	212
②－①＝	△ 49	△ 37	△ 29	△ 16	△ 9

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援の基本理念

本計画は、「洲本市子ども・子育て支援事業計画」の第3期の計画であり、第2期の取組をさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

洲本市で子どもを産んで育てたくなるような環境づくりに努め、教育・保育の質の向上、家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まちが一体となって子育てを支援できる取組を推進します。

こうした子育て支援の実現を通じて、安心して子どもを生み、子どもがすくすくと育ち、その親も子どもが育っていくことに喜びを感じ、互いに成長し合っていくことは、洲本市の元気や活力につながっていきます。

さらに、次代の主役である子どもの育ちを、まちがあたたかく応援し、見守っていくことで、みんなの笑顔がきらめく洲本市をめざして、次の通り、計画の基本理念を定めます。

洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち



2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、第2期計画を継承した次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。また、すべての子育て家庭に対する様々な教育・保育サービスや子育て支援サービスの充実と、その質の向上をめざします。さらに、将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るためのふれあいの機会を広げるとともに、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい思春期の子どもたちに対し、関係機関と連携した支援を充実させます。

基本目標2 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、ひとり親や虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障害児施策、経済的な支援、外国にルーツを持つ子どもへの支援など特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に各主体が連携を図りながら、子育て支援ネットワークを充実させ、祖父母などの家族の協力を得られるように働きかけ、子どもと親 双方の育ちを支援していきます。また、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちをめざして、警察や幼稚園、保育所、学校等との連携を強化するとともに、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女がともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をめざします。さらに、男性が子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した取組の促進を企業へ働きかけていくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていくことに努めます。

3 施策の体系

基本
理念

洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち

【基本目標】

基本目標 1

子どもの成長を支える
教育・保育の環境づくり

【施策の展開】

- (1) 多様な子育て支援サービスの充実
- (2) 子どもの健全育成
- (3) 次代の親の育成
- (4) 食育の推進

基本目標 2

安心して子どもを生み育てる
ことができる環境づくり

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 小児医療等の充実
- (3) 子育てに配慮した地域環境の整備
- (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (5) 障害児施策の充実
- (6) 経済的支援の充実
- (7) 外国にルーツを持つ子どもへの支援

基本目標 3

子ども・子育てを地域で
支え合う環境づくり

- (1) 子育て支援ネットワークづくり
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 子どもの権利擁護・児童虐待防止対策の充実
- (4) 子どもの安全・安心の確保

基本目標 4

子育てと仕事を両立できる
環境づくり

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

第4章 子ども・子育て支援の総合的展開

基本目標1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

(1) 多様な子育て支援サービスの充実

(第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策)

【施策の方向】

- ・子育ての負担感などの緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、教育・保育施設の充実を図るとともに、子育て家庭の親と子が身近な場所で交流したり、育児相談したりすることのできる地域子育て支援拠点施設や、保育所における延長保育など、多様なニーズに合ったきめ細かな子育て支援サービスの展開に努めます。

・日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無に関して、「いずれもない」の割合は全体で11.9%でしたが、父母ともに淡路島出身者ではなく、淡路島へ移住してきた方に限定すると、その割合は50.8%と過半数を超えており、子育て支援サービスの一層の充実を図っていく必要があります。

【主な取組】

① 就学前児童の学校教育・保育サービスの充実

地域のニーズに応じて、質の高い幼児教育・保育の提供体制、人材の確保及び教育・保育の質の向上等に取り組みます。

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援する地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

(2) 子どもの健全育成

【施策の方向】

- ・子どものよりよい育ちを支えていくために、質の高い教育・保育環境の整備及び充実を図るとともに、認定こども園の普及を促進します。さらに、すべての子どもを対象として、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

【主な取組】

① 質の高い教育・保環境整備充実

主な事業項目	取組内容等
乳幼児期の教育・保育と保育内容の充実	自然体験や地域の人とのふれあい体験などの様々な体験機会を積極的に取り入れることで、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。 また、道徳性や感性、創造性など、豊かな人間性を育む保育内容の充実を図ります。
職員の資質向上	子どもたちの多様な成長に沿って、子どもたちの生きる力を育むため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、 <u>オンライン等も活用し、</u> 研修を充実させ、教職員の資質向上を図ります。
認定こども園の普及促進	幼稚園及び保育所において、認定こども園への整備を推進し、質の高い教育・保育環境の充実を図ります。 <u>令和8年4月に予定している五色認定こども園の開園に向け準備を進めます。</u>
幼稚園及び保育所等と学校の連携	子どもが公平に保育や教育が受けられるよう、また教育へのスムーズな接続を図るため、幼稚園及び保育所等と学校の交流を進め、接続期における教育内容・方法の共有化や連携、相互理解の促進等を図ります。
保育所ネットワークの確立	<u>保育所間の情報の共有化を図り、適正な保育サービスを提供できるよう、ネットワークを確立します。また、認可外保育施設と連携を図り、利用者の多様なニーズに合った保育サービスを提供し、本市の保育サービスの水準を向上させます。</u>

② 子どもの居場所づくり

主な事業項目	取組内容等
<u>放課後等の居場所づくりの推進</u>	国の <u>方針</u> に基づき、共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用した環境整備を進めます。また運営委員会を設置し、担当課の連携強化に努めつつ、放課後児童クラブと放課後子ども教室 ¹ の連携を推進します。
放課後子ども教室 土曜チャレンジ学習	放課後や週末の小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組むことができる居場所づくりを推進します。家庭や学校、地域と連携を図り、各地域の実情を鑑み、子どもたちにとってより効果の高い放課後のあり方について検討していきます。
施設整備	子どもが安全にのびのびと過ごせる環境づくりに向けて、施設・設備を充実させます。 <u>また、既存施設の有効活用や、老朽化に伴う安全性への影響等を考慮しつつ、建物及び付属設備の改修等を実施していきます。</u>

③ 体験・交流活動の推進

主な事業項目	取組内容等
まちの子育てひろば事業	子育て中の親子が気軽に集い、園庭開放や子育て相談等、親子のふれあいを通して仲間づくりをし、さらにその中で子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換ができる場を確保したりします。
児童センター（児童館）	児童の健全育成の中核的役割として、地域の子どもの遊びや文化活動等の活動内容の充実に努めるとともに、放課後児童健全育成事業、まちの子育て広場事業等の実施を通じて、子育て支援活動を充実させます。また、地域活動に対しての支援も強化し、地域の活性化と教育力の向上を促します。
<u>子どもと地域の交流・体験活動の充実</u>	<u>高齢者を含む地域の人と共に自然や文化にふれあう等の体験を提供することで、豊かな人間性や知的好奇心を育みます。</u>
スポーツ活動	スポーツを身近に親しめるよう、子どもや親子で参加できる活動の充実・提供を図ります。 また、事業を広く普及させ、活動の参加を促進します。
地域交流・国際交流	国内外の姉妹都市提携を結んでいる市町を中心に、親善を目的とした文化・スポーツなどをはじめとする交流事業を実施します。

¹ 放課後子ども教室：すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、すべての小学生に対して、学校の余裕教室、体育館、公民館等を活用して様々な取組を実施する事業。

主な事業項目	取組内容等
図書館	魅力ある図書館づくりのため、多様化・高度化したニーズに対応した新鮮な書架の提供に努めるとともに、幼児・児童を対象にした読み聞かせなど活動内容の充実を図ります。
学校支援地域本部事業	地域住民による学校教育活動の支援により、学校・家庭・地域の連携協力を図るとともに、地域に根ざした教育活動を充実させます。

④ 地域団体・グループ活動の促進

主な事業項目	取組内容等
子ども会活動	子ども会連絡協議会と連携し、活動の推進役である地域の子ども会の活性化のため、引き続き活動の援助・指導を行い、子ども会活動を促進します。
少年少女スポーツ団体活動	スポーツを通じて子ども同士の交流を促進するために、少年少女スポーツ団体による各種スポーツ活動を支援します。
スポーツクラブ21活動	小学校区単位での地域スポーツクラブ（スポーツクラブ21）の活動を通じて、地域における世代間交流を促進します。

(3) 次代の親の育成

【施策の方向】

- ・子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を設けるなど、命の大切さを実感できる機会を提供します。

【主な取組】

主な事業項目	取組内容等
思春期における子育てふれあい活動	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」及び地域連携推進活動（地域に生かす「トライやる・アクション」）において、希望する中学生が保育所や幼稚園等で乳幼児との交流を図ります。

(4) 食育の推進

【施策の方向】

- ・乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報の提供に努めます。また、食育について効果的な支援ができるよう、健診などの開催時に学習できる機会を提供すると同時に、「あわじ環境未来島構想」における「食と農の持続」と関連を図りつつ、地域の特色を生かした食育を推進します。

【主な取組】

主な事業項目	取組内容等
「食」に関する啓発活動の推進	乳幼児健診・相談事業等を通じて「食」に関する実態を把握し、保護者が子どもの食べ物や食習慣に関心を持つことができるように働きかけます。
食育活動の推進	兵庫県洲本健康福祉事務所をはじめ、関係機関と連携を図りながら、保育所・幼稚園・学校等において各発達段階に応じた食育を実施し、望ましい食習慣の定着を推進します。
学校における継続的な食育実践の推進	食生活に配慮し、かつ、地域の特色を生かした食育を行うため、家庭及び地域との連携強化を図ります。また、食育の基礎・基本を教科の学習内容として学び、食育と教科内容の関連性を十分に理解した指導が必要であることから、食育指導に関する教材等を活用し、学校において効果的かつ継続的な食育実践を推進します。
学校給食を活用した食育の推進	学校給食によって、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身につけることができる機会を提供します。皿に、地場産物の活用・米飯給食における旬の食材を使用した献立の充実等により、自然の恵みや勤労の大切さなどについて関心を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進します。

基本目標２ 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

(１) 子どもや母親の健康の確保

【施策の方向】

- ・母親が妊娠期間を健康に過ごし、安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つことができる支援に努めます。特に関係各課との連携による早期からの切れ目のない支援体制を確立し、適切な時期での介入や保護者をサポートする体制づくりを推進します。

【主な取組】

① 母子保健の充実

主な事業項目	取組内容等
産前産後サポート事業	<u>妊娠中の悩み、出産や子育てについてイメージしにくい、不安があるなど、助産師などが専門的に、また、子育て経験者同士が日常の相談に応じ、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごしていただき、家庭や地域における孤立感の解消を図ります。</u>
母子保健手帳の交付 妊婦健康相談	妊娠中の健全な生活を送ることができるように、母子の健康管理を行うための母子健康手帳を交付します。交付時には助産師又は保健師による個別相談を実施し、早期からのサポート体制づくりを行います。
乳幼児健康診査	3～4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児と定期的に行っている健康診査では、乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見に努めるとともに、親の育児支援など幅広い健診内容の充実を図ります。定期健診で要観察の子どもに対しては、精密健康診査、相談・指導などの継続支援を行うことで、育児不安の解消を図ります。
訪問指導（妊産婦・新生児）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、子どもの発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、日常生活や育児についての指導を行い、親の不安解消を図ります。
各種相談事業	妊婦（母子健康手帳交付時）、7か月児等を対象に発育・発達状況及び子育て中の不安について把握し、子育てしていく力を育むよう、育児や栄養、歯科相談を実施します。
こころの相談	親の育児不安に対し、子育てに自信を持てるよう支援します。
発達支援相談	専門家と保護者が一緒に子どもの発達状況を確認し、総合的な発達指導を行います。また、保護者の子育てに関する不安感・孤立感にも対応し、子どもの発育・発達を支援します。
保育所等における発達支援、巡回相談	保護者が子どもの発達に意識を向け、安心して子どもの就学を迎えることができるように、適切な支援を受けられる体制づくりを行います。

主な事業項目	取組内容等
予防接種事業	子どもを感染症から予防するため、完全に予防接種が受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、保護者への啓発により接種率を向上させます。
乳幼児期の事故予防	乳幼児に多い転倒、溺水、誤飲等の事故に関して、乳幼児健診・相談事業での集団教育、個人相談やパンフレットの配布等を通じて、事故防止についての啓発を推進します。
<u>子どもに関する医療費の助成</u>	<u>乳幼児等医療費助成（０歳から小学３年生の年度末まで）及びこども医療費助成（小学４年生から高校３年生世代の年度末まで）において、健康保険による診察を受けた時の医療費の自己負担分を助成（所得制限あり、ただし０歳児はなし）します。</u>

(2) 小児医療等の充実

【施策の方向】

- ・現在実施している医療体制が継続できるように、関係機関や近隣自治体との連携を図りつつ、いざという時でも信頼して診てもらえるよう、かかりつけ医を持つことの必要性に関しての啓発を推進します。
- ・不妊や不育症に悩む夫婦への支援として、随時相談に応じるとともに、県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業の周知を図ります。

【主な取組】

① 小児医療の充実

主な事業項目	取組内容等
洲本市応急診療所 休日・夜間の小児救急医療	休日・夜間の小児の急病に対応するため、医師会等の協力のもと、小児救急医療体制及び応急診療所の設備の充実に努めます。
<u>持続可能な小児科・産婦人科医療の確保</u>	<u>住民が安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを推進するため、市内に小児科・産婦人科医院を開業しようとする医師又は医療法人に対し、運営等に要する費用の一部を助成します。ただし、令和8年度までとし、小児科2件、産婦人科2件までとします。</u>

② 不妊に対する助成

主な事業項目	取組内容等
<u>不妊治療ペア検査費助成事業</u>	<u>妊娠を希望するペア（夫婦または事実婚姻関係の者）が早期にペアで検査することで不妊症の原因を発見し、効果的な治療へつなげるための検査費用のうち、医療保険が適用されない不妊検査に要する費用の一部を助成します。</u>
不妊に関する相談事業	妊娠を希望する夫婦に対し相談事業を行い、不妊に関する不安や悩み等の軽減に努めます。

③ 不育症に対する支援

主な事業項目	取組内容等
不育症治療費助成事業	2回以上流産や死産を繰り返す「不育症」の治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図り、治療に伴う不安や精神的な負担に対して支援します。

(3) 子育てに配慮した地域環境の整備

【施策の方向】

- ・道路、公園、公共交通機関、公的建築物において、段差の解消等のバリアフリー化を進めるとともに、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」を啓発し、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化に向けた取組を推進します。また、子どもや親子連れが安心して遊べる環境整備に向けた取組を推進すると同時に、市営住宅等における住環境の整備・充実を図ります。

【主な取組】

① 安心して外出できる環境の整備

主な事業項目	取組内容等
公共施設等の整備	公共施設において、親子トイレ、授乳コーナー、ベビーカーで移動するためのエレベーターの設置など、子どもや親子連れに配慮した子育てバリアフリー等の施設整備を推進します。また、民間施設等への働きかけも行います。
道路の整備	子どもや親子連れが安心して行動できるよう、通園、通学路の安全点検、歩道の確保や段差の解消、点字ブロックの設置などを計画的に実施し、安全かつ快適な歩行空間の整備を推進します。

② 子どもの遊び場の整備・充実

主な事業項目	取組内容等
公園緑地の整備	<u>既存の公園やオープンスペースを活用した緑化や、児童遊具の整備・充実、幅広い年齢層の住民が憩い交流できる公園緑地づくりを推進します。さらに、地域住民の参加による良好な公園緑地づくりを促進します。</u>
自然と親しめる場の確保	緑や親水空間など豊かな自然資源の保全と活用を図り、子どもが自然と親しむことができる場の充実に努めます。
良好な景観づくり	うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、地域固有の自然や歴史、文化遺産を生かしながら都市緑化を効果的に進め、良好な景観の形成を図ります。

③ 子育てに快適な住環境づくり

主な事業項目	取組内容等
市営住宅等の整備	周辺環境に配慮した適切な市営住宅等の維持管理とともに、既存ストックの活用等にあたって、地域環境との調和や多様な家族構成、子どもをはじめ、高齢者・障害のある人への配慮、子どもが安全に遊べる広場を維持するなど、多様なニーズを踏まえて、良好な市営住宅等の整備を推進します。

主な事業項目	取組内容等
宅地開発の誘導	民間の宅地開発については、法に基づいた適正な指導を行うとともに、地域の実情等を勘案し、適正な開発を誘導します。
老朽化機器更新	引き続き、快適な生活環境を確保するために、安全性・快適性に配慮しながら生活基盤施設の整備を進めます。 <u>多額の費用を要するため、重要設備から順次、計画的に更新します。</u>

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

【施策の方向】

- ・就労支援を軸としながら、住居、子どもの養育、離婚手続きの相談対応など、無理のない自立に向けた総合的な支援を提供するとともに、相談への適切な対応ができるよう、関係機関等との連携を図ります。
- ・子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てができるとともに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないことがないよう、近年問題となっている貧困家庭や生活保護家庭を、自立に向け支援します。

【主な取組】

① ひとり親家庭等への支援の充実

主な事業項目	取組内容等
ひとり親家庭への相談事業	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、適切な助言・指導を行うことができるよう、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の充実に努めます。
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する貸付や教育費等の援助など、ひとり親家庭に対して経済的支援を行います。また、各種制度を周知します。
ひとり親家庭への生活支援事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子生活支援施設を有効活用します。また、父子家庭に対する家庭援護サービスの実施を検討します。
ひとり親家庭への就業支援	母子・父子自立支援員、福祉関係機関、公共職業安定所等と協力し、ひとり親の就業促進を図ります。また、自立支援教育訓練、高等職業訓練促進等の雇用対策、母子父子寡婦福祉資金の貸付等に取り組み、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図ります。
家庭生活支援員の派遣（婦人共励会委託事業）	児童養護施設への子育て短期支援、ひとり親家庭等の日常生活を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

(5) 障害児施策の充実

【施策の方向】

- ・ 特別な支援を要する子どもの健全な発達に向けて、個々の発達や障害に応じた適切な療育体制や教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、医療、福祉、教育等の相互の連携を強化し、総合的に支援します。

【主な取組】

① 障害のある子どもとその家庭への支援

主な事業項目	取組内容等
障害児保育・特別支援教育の充実	<u>障害のある子どもとない子どもが交流を深めることができるような保育内容を検討するなど、受け入れ体制を整備します。</u> <u>また、</u> 保育所、幼稚園、認定こども園及び学校等において、保育士・教職員の加配や研修等の実施により、障害のある子どもの保育・教育環境の充実を図ります。
育成医療	身体に障害のある子ども、又は支援を要する子どもが指定育成医療機関に入・通院し、早期に治療を行い、比較的短期間のうちに障害の軽減を図ること及び生活能力の向上を目的に、医療の給付を行います。
養育医療	身体の発達が未熟なまま出生した乳児は、生後すみやかに適切な処置をすることが必要であるため、指定養育医療機関に入院した際に、養育に必要な医療の給付を行います。
福祉手当等の支給	障害のある子どもやその家族のより安定した生活を保障するために、障害児童福祉手当、特別児童扶養手当等各種手当の支給を行います。また、各種制度を周知します。
<u>発達障害者等に対する支援</u>	<u>発達障害児を持つ親の会（マーチの会）を運営し、</u> 保護者同士の交流・情報交換を通して子どもの特性を理解し見通しをもつことで、子育てに自信が持てるよう支援します。 <u>また、発達障害に関する様々な課題に対して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害のある人及びその家族等に必要な助言を行います。また、発達障害の子を育ててきた同じ立場の子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に助言等を行うペアレントメンターを養成し、その活動を支援します。</u>
障害児支援の提供体制の整備等	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、必要な障害福祉サービス及び障害児通所支援等の専門的な支援の確保に努め、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で受けられる体制を整えます。

（６）経済的支援の充実

【施策の方向】

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、自分の将来に希望が持てる社会の実現をめざして、子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てができる体制づくりを進めます。

【主な取組】

主な事業項目	取組内容等
児童手当の支給	<u>高校</u> 修了までの子どもに、児童手当を支給します。
教育費の支援	小・中学校の教育費の負担が困難な保護者に対して就学援助を行い、教育費の負担軽減を図ります。
出産祝金支給事業	子を出産し養育されている保護者に、お祝い金を支給します。
<u>ハイリスク妊産婦健康診査等通院交通費助成</u>	<u>島外の医療機関で妊婦健診を受ける必要があるハイリスク妊婦に対し、通院に係る交通費の一部を支援することで、妊婦の健康状態を適切に管理し、安心・安全に出産を迎えることができるようにします。</u>
<u>産婦健康診査費・新生児聴覚検査費の助成</u>	<u>産婦健康診査費及び新生児聴覚検査費に係る費用の全部又は一部を助成することにより、経済的負担や不安の軽減を図り、母子の健康の保持増進を図ります。</u>

（７）外国にルーツを持つ子どもへの支援

【施策の方向】

- ・国際化の進展とともに今後増加が見込まれる外国籍の子どもが、円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

【主な取組】

主な事業項目	取組内容等
子ども多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣し、支援を行います。

基本目標３ 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

(１) 子育て支援ネットワークづくり

【施策の方向】

- ・子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域の関係機関や地域住民との連携が必要です。保護者同士や相談支援員のネットワーク、行政や関係機関とのあらゆるネットワークを有機的につなげることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。また、そのネットワークの一部として、気軽に相談できる窓口や電話での相談、地域の担い手による相談活動など、保護者のニーズや利用増加に対応した相談体制の整備を図ります。そういった一連の子育て情報を集約し、積極的に発信することで、よりよい子育てができる環境を構築していきます。

・日頃、子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手（場所）に関して、「そのような相手や場所はいない／ない」が2.9%（1,011人中29人）とわずかながらみられるため、相談窓口のさらなる周知等を行っていく必要があります。

・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を継続的に提供するうえでは、こども家庭センター等の体制強化が不可欠です。持続的にスタッフを確保しつつ、専門性を高めることで、子育て家庭を支える子育て支援ネットワークの維持・強化を図ります。

【主な取組】

① 地域の子育て支援の活動拠点づくり

主な事業項目	取組内容等
活動施設・拠点の確保	子どもや子育てに関わる活動機会の充実を図るために、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、公民館など身近な地域の各種施設を有効に活用していきます。

② 地域の子育て支援のネットワークづくり

主な事業項目	取組内容等
親子ふれあい体験教室	子育て学習センターにおいて、就園前の子どもと保護者等を対象に、親子でのふれあいの機会や遊びの場を提供するとともに、 <u>男性の子育て参画意識の向上にも努めます。</u>
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における活動の支援を行い、連携強化を図ることで、より地域に根ざした子育て支援を実施します。
<u>育児の悩みにおける子育て支援サービスのネットワーク化</u>	<u>子育て学習センター・すこやか子育てセンターにおいて、面談や電話による子育ての悩み相談を行います。また、悩みの解決に向けて関係機関との連携を強化し、子育て支援サービスのネットワーク化を図ります。</u>

③ 相談体制の充実

主な事業項目	取組内容等
保育所相談事業	身近な相談場所として、いつでも気軽に保育所や認定こども園が利用できるように、保育士等による相談を行います。
民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知を図り、相談活動を活性化させます。
<u>こども家庭センター</u>	<u>母子保健と児童福祉の相談機能を持ち、一体的に相談支援を行い、妊娠期から子育て期までの期間、予防からハイリスク支援まで、切れ目のない支援を行います。</u>
教育相談	青少年センター・教育センター等において、家庭と学校の連携を図りつつ、教育相談を実施します。問題行動の未然防止、早期発見や適切な対応を実施するとともに、相談員の質の向上に努め、相談活動の充実を図ります。

④ 情報提供の充実

主な事業項目	取組内容等
子育て情報提供体制の整備	<u>関係機関と連携し、子育てに関するサービスや子どもの居場所などの必要な情報を取りまとめ、ハンドブックをより効果的に配布し、SNS等を活用して、積極的な情報発信と幅広い周知に取り組みます。</u>

(2) 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向】

- ・学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力することで、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、さらには家庭や地域の教育力を総合的に高めることをめざします。
- ・社会の変化の中にあっても、すべての子どもが力強く生きていけるよう育成するとともに、子ども一人ひとりがのびのびと育つことのできる環境整備を推進します。さらに、子どもが自分の心と身体を守り、相手を思いやる気持ちを育むことができるよう、正しい知識の普及・啓発を図ります。
- ・子どもの成長は一律ではなく、また置かれた環境によって、成人である 18 歳を迎えれば誰もが自立できるという訳ではありません。学齢期から青年期に至る時期に、その後の人生が幸せで安定したものとなるよう、子ども・若者一人ひとりの成長や自立度合いに応じた修学・就労等をはじめとする相談・支援体制づくりを推進します。

【主な取組】

① 家庭の教育力の向上

主な事業項目	取組内容等
家庭教育力の育成	家庭学習の手引きの配布や子育て講演会などへの支援を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図ります。

② 子育て支援の人材づくり

主な事業項目	取組内容等
<u>地域で子育てを支援する人材の育成</u>	<u>子育てネットワークを介し子育てサポーターを育成し、地域での子育て支援の推進を図ります。また、子育てを終えた人や、高齢者などの知識や経験を積極的に活用し、育児ボランティアや地域活動を行うボランティア、活動の中心の役割を果たすリーダーの確保及び育成を図ります。</u>

③ 学校教育の充実と相談体制の整備

主な事業項目	取組内容等
自然学校	人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めるために、自然の中での集団宿泊学習を実施します。普段の生活では得がたい様々な体験を通して、主体性と協働性を培うことをめざし学習内容の充実を図ります。
トライやる・ウィーク	中学生が地域や自然の中で、自主性を尊重した様々な活動や体験を通して、生きる力を育みます。学校・家庭・地域の連携を図りつつ事業を実施します。

主な事業項目	取組内容等
トライやる・アクション	トライやる・ウィーク推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域の良さやふるさとの恵みにふれることができるよう、既存の地域行事等への積極的な参加を促進します。
道徳教育の充実	ボランティア活動や福祉体験活動、兵庫型「体験活動」等を通じて、道徳的実践力の向上を図り、児童・生徒の自尊感情を育み、他者への思いやりや一人ひとりの道徳性を育てます。
人権教育の充実	子ども一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権を尊重することができるよう、人権教育の充実を図るとともに、洲本市いじめ防止基本方針を踏まえた取組を推進します。
教育環境の整備	子どもが安心して教育を受けることができるよう、校舎・体育館等学校施設の老朽化対策やバリアフリー対策を実施します。また、多様な学習に対応するための設備の充実など、良好な教育環境の整備を図ります。
開かれた学校づくりの推進	オープンスクールを実施し、保護者や地域住民に教育活動の情報を提供します。さらに学校評価や学校評議員制度により、学校に対する意見等を聴きながら、開かれた学校づくりを推進します。
特色ある学校づくりの推進	各学校において、地域の人材の積極的な活用や、ふるさと学習等を進め、地域とともに創意工夫しながら特色ある学校づくりを推進します。
子どもの相談体制の充実	関係機関との連携を図り、親や教師に悩みを相談できない子どもがいつでも気軽に相談できる体制づくりを整備するとともに、子どもに対して広く情報提供を行います。
特別支援教育	子どもの障害や発達障害の実態に応じた教育課程の編成・実施を図り、個々に応じた適切な指導内容・方法の改善・充実を推進します。
<u>教育支援教室</u>	不登校児童・生徒の自立心や社会性を育み、心の安定や生活への適応能力の向上を図り、学校生活への復帰を支援します。
教職員の資質の向上	教職員の資質向上のため、教職員自らが主体的に研修に取り組み、個性を尊重した指導や様々な課題に対応できる力の向上につながる体制づくりを図ります。
安全な教育環境づくり	教職員の危機管理意識を高めるための研修会を実施するとともに、危機管理マニュアルを作成し、施設・設備の改善を進め、安全な学校環境づくりを図ります。

④ 思春期保健対策の充実

主な事業項目	取組内容等
喫煙・薬物等の有害性についての啓発	学校教育や医師による防煙、受動喫煙防止教育、 <u>薬物乱用防止教室</u> の実施を通じて、煙草や薬物等の有害性・危険性に関する知識を普及させます。
心の問題に対する支援	学校にスクールカウンセラー ² を配置し、子どもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。また、小・中学校において「子どものこころの教育プログラム」を試行実施します。さらに、各種専門相談員や地域住民の支援体制等の整備も検討しながら、各相談窓口や関係機関との連携強化を図り、多様な心の問題に対する支援を行います。
<u>プレコンセプションケア「いのちと健康の教育」</u>	<u>子どもをもつ選択をするかしないかに関わらず、自ら健康管理ができるようになるため、妊娠前から性や妊娠に関する正しい知識を持ち、各自が身体のケアに取り組めるように学ぶ機会をつくれます。</u>

² スクールカウンセラー：学校において、子どもの生活上での問題や悩みごとについて相談を受けたり、助言したりする臨床心理の専門家。

(3) 子どもの権利擁護・児童虐待防止対策の充実

【施策の方向】

- ・「こども基本法」が令和5年に施行されたことに伴い、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護を図る取組を一層強化し、社会全体でその意識を共有し、醸成するための周知・啓発を推進します。
- ・貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障害など、さまざまな状況によって、子どもが不利益を受けないよう、それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、子どもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりを推進します。
- ・児童虐待相談対応件数が年々増加する中、児童虐待の未然防止、また、早期発見と適切かつ迅速な対応を図るため、引き続き、要保護児童対策協議会を中心として、関係機関と連携し、児童虐待防止対策や社会的養護の充実に向けた総合的な取組の強化を推進します。
- ・虐待予防の観点から、子どもの人権を尊重する機運を高めるため、広報・啓発活動のほか、あらゆる機会を通じて人権意識の高揚を図ります。

◆こども基本法◆

○基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

【主な取組】

① 子どもの人権を尊重する社会づくり

主な事業項目	取組内容等
人権教育の推進	市民一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、人権教育の推進や人権意識の啓発を図ります。
児童の権利に関する条約等の普及・啓発	子どもを人格をもった一人の人間として捉え、子どもの権利に対する理解が深まるように、「児童の権利に関する条約」で守られる生きる権利等と、「児童憲章」の趣旨や内容の幅広い普及と啓発に向けた取組を推進します。
<u>こどもまんなか社会の実現に向けた取組・啓発</u>	<u>こどもの権利条例の制定やこども計画の策定などに取り組み、すべての子どもたちが心も体も健やかに、自分らしく育つために必要な環境づくりを推進します。</u>

② 児童虐待の防止・早期発見・早期対応の充実

主な事業項目	取組内容等
児童虐待防止の啓発	親が子育ての悩みを抱え込むことがないように、相談窓口の情報提供に努めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、要保護児童に関する通告義務等について広く啓発を図ります。
児童虐待の早期発見・対応のための活動推進	健診や相談など、各保健事業における虐待ハイリスクケースへのフォローや、保育所・幼稚園・学校等での相談事業等を通じた見守りによる早期の発見に努めます。
児童虐待防止に向けたネットワークづくり	子どもへの虐待に対して、適切かつ早期に対応を図るため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関及び地域との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを推進します。
要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）	要保護児童等に関する情報交換や支援内容を協議し、地域全体で子どもたちや子育て家庭に対して適切な支援が円滑に行われるよう取り組みます。（代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の開催）
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

(4) 子どもの安全・安心の確保

【施策の方向】

- 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察や関係機関・団体との連携及び協力体制の強化を図り、総合的な交通安全・防犯対策を推進するとともに、防災教育の充実を図ります。また、スマートフォンの普及に伴う長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、学校等を通じて情報に関する正しい判断や、有害情報の回避といった情報モラルの教育を推進します。被害にあった子どもに対しては、カウンセリングや保護者に対する助言など、関係機関と連携して早期に対応を図ります。

【主な取組】

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

主な事業項目	取組内容等
交通環境の整備	通学路を中心とした交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車や放置自転車の防止、交通規制の適正化などによる良好な交通環境の確保を図ります。
交通安全教育の推進	保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、子どもの交通事故防止を推進します。
交通安全意識の高揚	市民全体に対し、街頭啓発等を通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

主な事業項目	取組内容等
地域環境の整備	子どもの健全育成のために、地域住民の協力を得て、地域子育てネットワーク推進協議会やボランティア等の連携のもと、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年の非行防止、自主防犯意識の普及・啓発など、地域環境の整備を図ります。
防犯活動の推進	学校教護委員会の定期的な開催による情報交換や、防犯協会、青少年補導員、自主防犯グループと連携したパトロールにより、犯罪の抑止を図ります。また、「こどもを守る110番の家・店 ³ 」や防犯カメラの設置等により、子どもの犯罪被害の未然防止を推進します。
被害にあった子どもの保護	スクールカウンセラーの配置等を通じて、子どもの立ち直りや、その後の健全な育成を支援します。

³ こどもを守る110番の家・店：子どもたちが登下校時や公園などで身の危険を感じたときに、安心して避難できる場所として、地域の民家・商店・事業所などの自主的な協力の下、子どもたちを安全に保護し、110番通報などをするために設置されたもの。

③ 子どもを災害から守るための活動の推進

主な事業項目	取組内容等
防災教育の推進	子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所・幼稚園・学校等における避難訓練や防災教育を実施します。
地域における防災活動の促進	地域での防災訓練等の開催を促進し、自主防災組織 ⁴ の普及・啓発と組織の強化を図ります。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策

主な事業項目	取組内容等
健全な環境づくりの促進	警察等関係機関との連携を強化し、有害な図書類の販売店及び玩具類取扱店、レンタルビデオ店、インターネットカフェ、カラオケハウス等への訪問調査・指導を通じて有害環境の浄化を図ります。

⁴ 自主防災組織：地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織のこと。

基本目標４ 子育てと仕事を両立できる環境づくり

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【施策の方向】

・家庭生活において男女がともに協力し、固定的な性別役割分担意識を見直すために、男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。また、各種制度の整備が進む中でも、実際には取得・活用が十分に進んでいない状況が続いていることから、各種制度の取得・活用を促進すべく、職場等へ働きかけます。さらに、子どもを生んだあとも女性が働き続けることができるよう、幅広い就労支援に取り組めます。

・育児休業の取得率は、母親が42.4%、父親が10.7%となっており、母親と父親の取得率の差は、31.7ポイントと父親の取得率が低く、また、職場への復帰に関して、「希望するタイミングより早く復帰した」が母親が14.6%、父親が8.8%となっていることから、改めて事業者、保護者への啓発や利用促進をしていく必要があります。

【主な取組】

① 男性の家事・育児参加の促進

主な事業項目	取組内容等
男女共同参画意識の普及	国が推進する働き方改革の効果によって空いた時間に、男性も家庭生活において協力して担うことで固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、セミナーや講演会以外にも様々な啓発を通じてワーク・ライフ・バランス ⁵ の実現に向けた取組を推進します。

② 職場環境の整備

主な事業項目	取組内容等
育児休業制度等諸制度の普及・啓発	子育てと仕事が両立できるように、育児休業制度等の制度の趣旨や内容についての普及・啓発を図ります。
労働条件の改善の啓発	子育て家庭が就業生活と家庭生活の両立を図り、ゆとりある生活を送ることができるように、フレックスタイム制 ⁶ 、労働時間の短縮など、子育てに配慮した労働条件の改善に向けた啓発を推進します。
職場における意識改革の推進	子育ての社会的役割の認識、男女の固定的な性別役割分担意識の解消や、家庭における男女共同責任の認識の浸透を図り、子育てと仕事を両立できるように、職場全体が協力し合う機運の醸成を図るための啓発を推進します。

⁵ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される。

⁶ フレックスタイム制：始業や就業の時間を社員が自分で自由に決めることができる働き方」のこと。

③ 就業や再就職支援の充実

主な事業項目	取組内容等
就業情報の提供・相談	関係機関との連携を図り、就業情報の提供に努めるとともに、気軽に利用できる職業相談の場の設置を検討します。
女性の職業能力の開発に向けた支援	女性の就業あるいは再就職を促進するために、技術・技能を修得できる講習会の開催等、能力開発に向けた支援を行います。

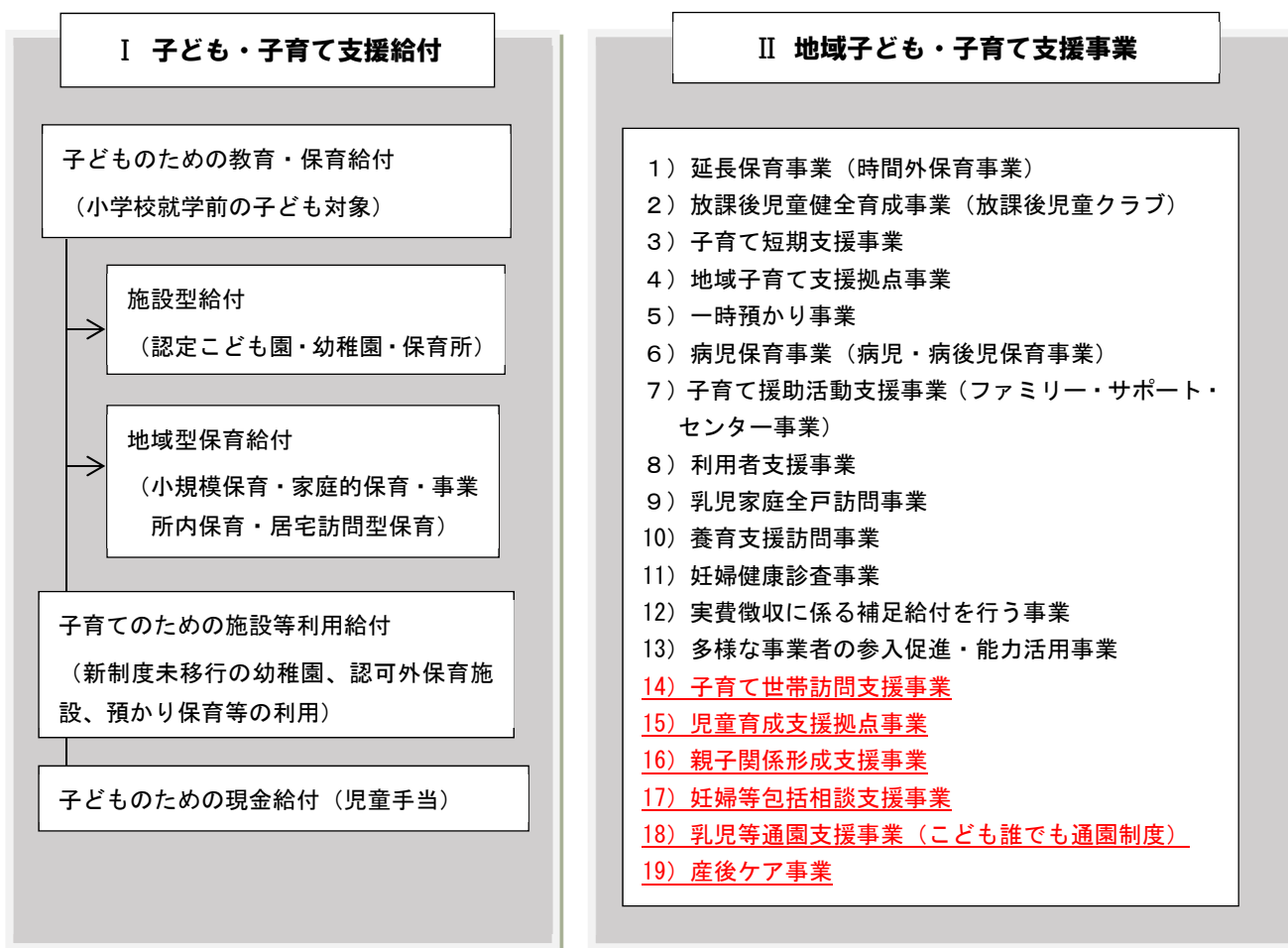
第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

制度における給付・事業の全体像



(2) 対象となる施設・事業

① 子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料が無償となります。
認定こども園	教育利用：制限なし 保育利用：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園的機能（教育利用）と保育所的機能（保育利用）の両方の役割を果たします。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料が無償となります。

② 地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

③ 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額 2.57 万円を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

④ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「病児・病後児保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

(3) 保育の必要性の認定

① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（教育利用）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育利用）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	0歳から満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

② 保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労（月64時間以上）
- ・妊娠、出産
- ・疾病、障害
- ・同居又は長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動
- ・就学
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

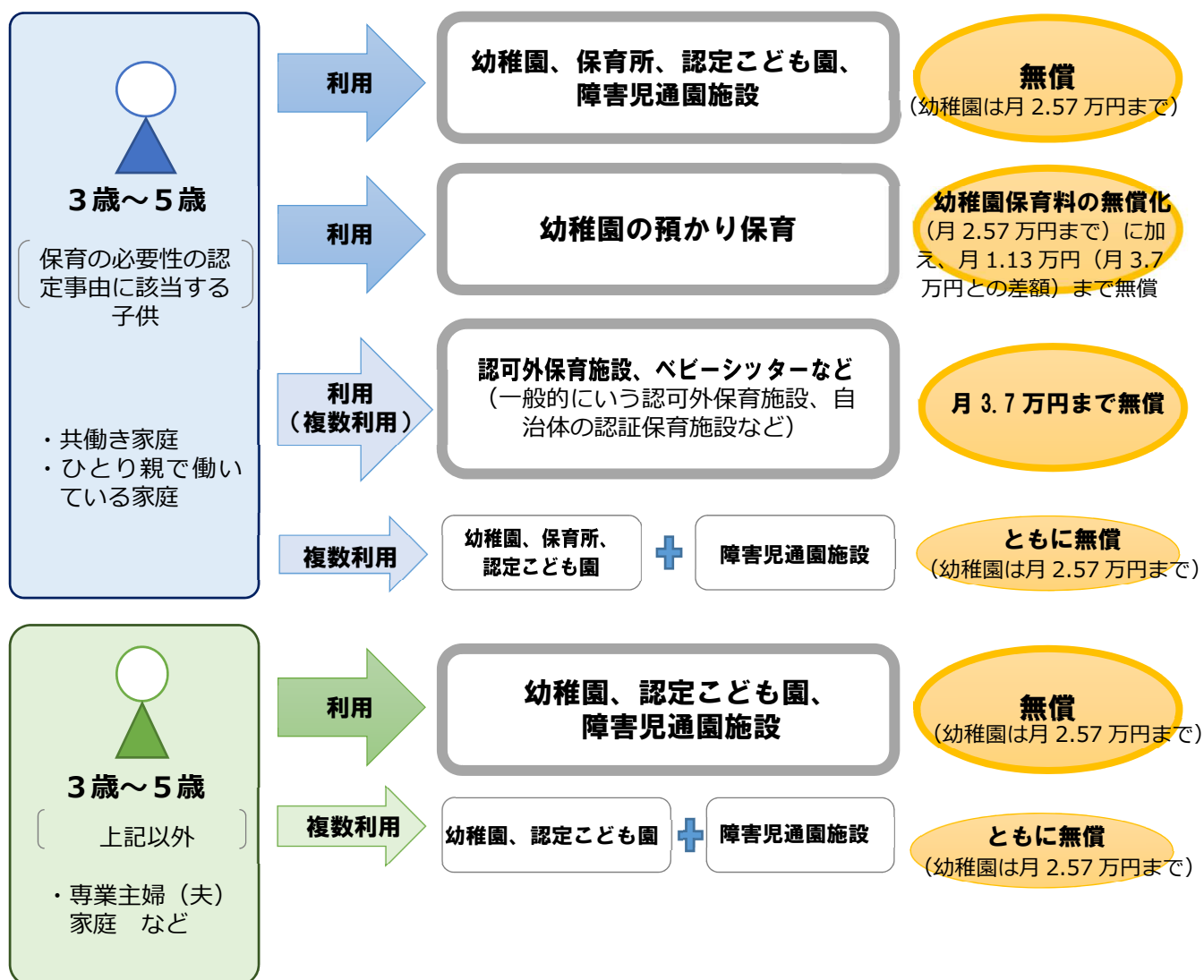
③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

【参考：幼児教育・保育の無償化について】

※幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。
この場合、月 4.2 万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、原則として、指導監督の基準を満たすものに限る。

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本市では教育・保育提供区域について、第2期計画を継承し次のように設定します。

本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取組やまちの構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設、事業の整備など、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味して、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

市では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、実績をもとに、計画策定に係るニーズ調査（令和6年2月～3月実施）の結果も活用し定めます。

【提供体制・確保方策の考え方】

幼児期の学校教育・保育施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園において、量の見込みに応じた確保方策の定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。また、地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次の通り設定します。
この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

（１）１号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	人	218	214	210	206	202
②確保の内容	人	218	214	210	206	202
内訳	認定こども園、幼稚園 (特定教育・保育施設)	77	76	75	74	73
	確認を受けない幼稚園	141	138	135	132	129
②－①＝		0	0	0	0	0

（２）２号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	人	502	490	478	466	454
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)	人	502	490	478	466	454
②－①＝		0	0	0	0	0

（３）３号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み

① 0歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	人	36	35	34	33	32
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)	人	36	35	34	33	32
②－①＝		0	0	0	0	0

② 1・2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	人	218	210	202	194	186
②確保の内容 (保育所、認定こども園等)	人	218	210	202	194	186
②－①＝		0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

延長保育事業（時間外保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

延長保育事業（時間外保育事業）については、令和6年度現在10箇所を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	49	48	47	46	45
②確保の内容	人	49	48	47	46	45
②－①＝	人	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象に、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、令和6年度現在10箇所（12支援単位）で実施しており、地域の実情に応じて弾力的に運用しています。

引き続き、児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブに従事する職員の確保及び市所管施設の有効活用や小学校の余裕教室等の活用促進など、提供体制の確保に努めます。

また、多様な居場所づくりの推進のため、放課後子ども教室との交流・連携を検討していきます。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参考児童数	1年生(6歳)	人	241	253	239	206	213
	2年生(7歳)	人	265	242	254	240	207
	3年生(8歳)	人	289	266	243	255	241
	4年生(9歳)	人	285	291	268	245	257
	5年生(10歳)	人	293	285	291	268	245
	6年生(11歳)	人	285	292	284	290	267
	計	人	1,658	1,629	1,579	1,504	1,430
①量の見込み	1年生(6歳)	人	146	143	144	144	144
	2年生(7歳)	人	131	134	131	132	132
	3年生(8歳)	人	100	98	99	99	99
	4年生(9歳)	人	41	40	40	40	40
	5年生(10歳)	人	28	29	30	31	32
	6年生(11歳)	人	12	13	14	15	16
	計	人	458	457	458	461	463
需要率	1年生(6歳)	%	60.6	56.5	60.3	69.9	67.6
	2年生(7歳)	%	49.4	55.4	51.6	55.0	63.8
	3年生(8歳)	%	34.6	36.8	40.7	38.8	41.1
	4年生(9歳)	%	14.4	13.7	14.9	16.3	15.6
	5年生(10歳)	%	9.6	10.2	10.3	11.6	13.1
	6年生(11歳)	%	4.2	4.5	4.9	5.2	6.0
	計	%	27.7	28.1	29.1	30.7	32.4
②確保の内容	提供量	人	458	457	458	461	463
	施設数	施設	10	10	10	10	10
②－①＝			0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童を預かり、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。休日・宿泊を含めたショートステイ事業と、夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。

【提供体制、確保策の考え方】

保護者の疾病等の理由により養育を受けることが一時的に困難となった児童に対する支援の強化に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	24	24	24	24	24
②確保の内容	人日	24	24	24	24	24
②－①＝		0	0	0	0	0

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

洲本子育て学習センターと五色すこやか子育てセンターの2箇所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。今後も引き続き多くの利用につながるよう内容の充実に取り組みます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	箇所	2	2	2	2	2
②確保の内容	箇所	2	2	2	2	2

（５）一時預かり事業

【事業概要】

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所等での就学前までの児童を保護者の疾病、出産及び親族の看護や、育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに預けることができる一時預かり事業があります。

【提供体制、確保策の考え方】

引き続き、利用ニーズに応じた事業実施に努めます。

⑤－１ 幼稚園等における預かり保育

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1号認定による利用	人日	7,000	6,700	6,500	6,400	6,300
	2号認定による利用	人日	15,000	14,400	13,900	13,800	13,500
	計(①)	人日	22,000	21,100	20,400	20,200	19,800
確保の 方策	延べ人数(②)	人日	22,000	21,100	20,400	20,200	19,800
	箇所数(公立)	箇所	1	2	2	2	2
	箇所数(私立)	箇所	4	4	4	4	4
②－①＝		人日	0	0	0	0	0

⑤ー2 幼稚園等以外における一時預かり

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人日	340	360	380	400	420
確保の方策	保育所	箇所	2	1	1	1	1
	認定こども園	箇所	3	4	4	4	4
	②確保量	人日	340	360	380	400	420
②－①＝		人日	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児保育事業は、病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所・医療機関等に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

なのはなこども園で病後児保育事業を実施しており、病気の回復期にある小学校就学前の子どもを対象に受け入れを行っています。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の 見込み	病児・病後児保育	人日	20	30	30	30	30
②確保の 方策	病後児対応型	人日	20	30	30	30	30
		箇所	1	2	2	2	2
		総定員	3	6	6	6	6
②－①＝		人日	0	0	0	0	0

（７）ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業については、現在実施しておりません。利用者ニーズへの対応については、既存の一時預かり事業（０～５歳）、放課後児童クラブ等で引き続き確保体制を整え支援します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	71	68	65	62	59
②確保の内容	人日	0	0	0	0	0

（８）利用者支援事業

【事業概要】

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約して、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育事業や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように、専任の職員等が身近な場所（行政窓口等）で支援をします。

【提供体制、確保策の考え方】

利用者支援事業については、平成29年度より母子保健型として事業を実施していましたが、令和6年度からは、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等に支援を行う、こども家庭センター型として事業を実施しています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所	1	1	1	1	1

（９）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後２か月まで）を含む〕を訪問して、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も子育て家庭の状況を把握しながら、保健師、助産師、家庭児童相談員が対象家庭を訪問し、育児に関する不安の解消をめざします。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		件	198	192	188	184	180
②確保の方策	実施体制	人	8	8	8	8	8
	実施機関		洲本市	洲本市	洲本市	洲本市	洲本市

（10）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び保育士等の専門家が訪問等により養育に関する指導、助言を行い、適切な養育の実施を確保する事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

養育支援訪問事業については、要保護児童等に対する支援のために関係機関との連携強化に努めるとともに、支援が特に必要な対象者の家庭に対し支援員等を派遣し、引き続き育児不安の解消に努めます。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		件	10	10	10	10	10
②確保の方策	実施体制	人	3	3	3	3	3
	実施機関		洲本市	洲本市	洲本市	洲本市	洲本市

(11) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

妊婦が健やかな妊娠期を過ごし安心して出産を迎えるために、助成券の交付により妊婦健康診査費用を助成し、受診勧奨を図ります。

今後も本助成を実施し、積極的な受診を促進するために支援を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	210	203	198	193	188
一人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×一人当たりの健診回数)	回	2,940	2,842	2,772	2,702	2,632
②確保の方策	実施場所	医療機関等				
	検査項目	子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重、妊娠初期検査、血圧検査、超音波検査、B群溶血性連鎖球菌、ノンストレステスト 外				
	実施時期	通年				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

令和6年度現在、私立幼稚園に通う子どもに係る副食材料費分の補助を実施しています。

【提供体制、確保策の考え方】

継続して補助を実施することで、低所得で生計が困難な世帯や多子世帯の子どもが、円滑に教育を受けられるよう支援していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	15	15	15	15	15
②確保の内容	人	15	15	15	15	15
②-①=	人	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【提供体制、確保策の考え方】

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等伴走型相談支援を行う事業です。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保護者の就労有無や理由を問わず、0歳6ヶ月～満3歳未満の未就園児が保育施設を月10時間まで利用できる事業です。

(19) 産後ケア事業

【事業概要】

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職からのサポートを受けられる事業です。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者の経済的負担の軽減を考慮した給付方法により行い、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

第6章 計画の推進について

1 市民や地域、関係団体との協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページ・広報などの媒体や様々な機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進することが必要です。

また、市民や関係団体等で構成される「洲本市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価や課題整理などを行います。

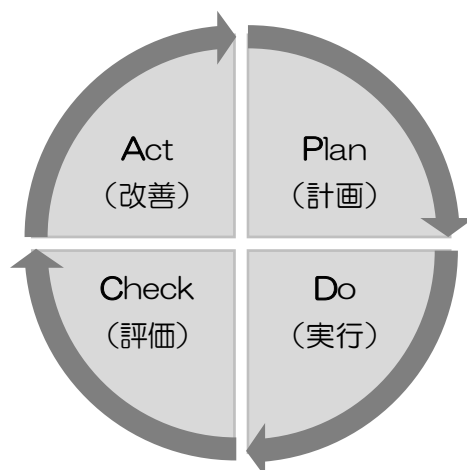
2 計画の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめとする様々な分野にわたるため、計画策定担当課（子ども子育て課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、さらに国・県や関係機関との連携をより一層強化し、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「洲本市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



1 洲本市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、洲本市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織等）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
- (3) 保育関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 委員名簿

氏名	所属団体等		
<u>戸江 茂博</u>	<u>神戸親和大学 教授</u>	<u>1号委員</u>	<u>学識経験者</u>
<u>持井 敏</u>	<u>洲本市社会福祉協議会(放課後児童クラブ)</u>	<u>2号委員</u>	<u>関係団体</u>
<u>須恵 公雄</u>	<u>洲本市民生委員・児童委員連合会</u> <u>民生委員・児童委員</u>	<u>2号委員</u>	<u>関係団体</u>
<u>三倉 克仁</u>	<u>兵庫県保育協会委員</u>	<u>3号委員</u>	<u>保育関係者</u>
<u>松山 孝博</u>	<u>民間保育所代表</u>	<u>3号委員</u>	<u>保育関係者</u>
<u>山崎 高弘</u>	<u>小学校校長会</u>	<u>4号委員</u>	<u>教育関係者</u>
<u>柳 弘一郎</u>	<u>私立幼稚園代表</u>	<u>4号委員</u>	<u>教育関係者</u>
<u>上田 昇子</u>	<u>元公立幼稚園長</u>	<u>4号委員</u>	<u>教育関係者</u>
<u>田中 裕子</u>	<u>子どもの保護者</u>	<u>5号委員</u>	<u>保護者</u>
<u>船瀬 すずか</u>	<u>子どもの保護者</u>	<u>5号委員</u>	<u>保護者</u>
<u>立石 公寿</u>	<u>洲本市福祉事務所長</u>	<u>6号委員</u>	<u>行政機関</u>
<u>岩熊 隆之</u>	<u>洲本市教育委員会事務局教育次長</u>	<u>6号委員</u>	<u>行政機関</u>
<u>魚住 みちの</u>	<u>イオンリテール株式会社 イオンスタイル洲本</u>	<u>7号委員</u>	<u>その他市長が認めるもの</u>

(敬称略)

3 策定経過

年月日	内 容

第3期洲本市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：洲本市 健康福祉部 子ども子育て課
〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号
TEL：0799-22-1333 FAX：0799-22-1690